

屋久島町 暮らしの便利帳

Yakushima Town Guide Book



屋久島町ガイド

わが街情報満載
観光・特産品など

行政ガイド

屋久島町民の
インフォメーション

生活ガイド

医療機関・
暮らしの情報

屋久島町へのお問い合わせは

☎ 0997-43-5900

☎ 0997-43-5905

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

🌐 <http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/>

🔍 屋久島町
ガイド 4

👉 戸籍・住民票・
各種カードなど 22

💰 税金 27

💖 国民年金 30

👨👩 国民健康保険・
後期高齢者医療 32

👨👩 保健・健康 34

👨👩 福祉 36

👨👩 介護保険 39

🐾 衛生 41

🗑️ 生活環境 42

👨👩 子育て支援 47

📖 教育 52

🌱 産業振興 54

🔥 防災 56

🏛️ 議会・選挙 58

🏠 管内
公共施設 59

🏠 生活ガイド 62

焼酎《三岳》のふるさと

世界自然遺産 屋久島

名水
名酒を生む。



※お酒は20歳になってから。

三岳酒造株式会社

熊毛郡屋久島町安房 2625-19
TEL.0997-46-2026
FAX.0997-46-2197



Yakushima Town Guide Book

ごあいさつ

屋久島町長
荒木 耕治



町民の皆様には、常日頃より町政運営にご支援とご協力を賜り厚く感謝を申し上げます。

屋久島町は、平成29年10月に合併10周年という節目を経て、本年5月1日「令和」という新しい時代の幕開けとともに行政拠点を新庁舎へ移転し、機構改革を実行した組織体制で業務を開始いたしました。庁内の横断的な連携により業務の効率化を図りながら、本町行政が更に飛躍できるよう努めてまいります。

さて、本町では、役場での各種手続き方法や行政情報等をまとめた「町民便利ブック」を各世帯に配布しておりましたが、前回内容更新から5年が経過したことや新庁舎への移転により掲載内容が現状にそぐわなくなったため、今回、総合的に見直しを行い「屋久島町暮らしの便利帳」として新たに配布することとしました。従来の行政情報に庁舎案内を加え、医療機関や地域の情報等を盛り込み、実用性の高い冊子に仕上がりましたので、皆様の日常生活においてご活用いただければ幸いに存じます。

この度の改訂発行に要する経費につきましては、官民協働事業により本誌に掲載する広告料で賄っております。広告掲載により多大なご協力を賜りました企業、各種団体及び事業者の皆様をはじめ共同発行者の株式会社サイネックスにこの場をお借りしてお礼申し上げ、本誌発行のごあいさつといたします。

令和元年9月



屋久島町 暮らしの便利帳



インデックス

広告

豊新調 表替え 裏返し

野崎タタミ店

一級技能士 代表 井手 信博

屋久島町安房128-4
☎46-3748

山林の整備及び管理
山のことは森林組合へ
ご相談下さい

Forest 屋久島森林組合

〒891-4205
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 277-29
TEL0997-49-1010 FAX0997-49-1023

- ごあいさつ 1
- インデックス 2
- 屋久島町 暮らしの便利帳の
使い方 21



屋久島町ガイド 4

- ▶屋久島町のプロフィール 4
- ▶新庁舎のご案内【部署案内】 6
- ▶新庁舎のご案内【館内案内】 8
- ▶屋久島町で森林浴 9
- ▶屋久島町で知る・学ぶ 10
- ▶屋久島町の家 12
- ▶屋久島町の温泉 13
- ▶屋久島町で体験 14
- ▶屋久島町の特産品 16
- ▶屋久島町の歳時記 18
- ▶屋久島時刻表 20



戸籍・住民票・ 各種カードなど 22

- ▶戸籍に関する届出 22
- ▶戸籍の
時間外取扱いについて 22
- ▶火葬について 23
- ▶弔慰金 23
- ▶住民登録に関する届出・証明 23
- ▶特例転入・転出に関する届出 24
- ▶マイナンバー通知カード 24
- ▶マイナンバーカード 24
- ▶電子証明書 25
- ▶印鑑登録に関する届出・証明 25
- ▶旅券（パスポート） 25
- ▶離島割引カード 26
- ▶自動車臨時運行許可 26
- ▶自動車の
ナンバープレートの封印 26
- ▶各種証明の発行 26



税金 27

- ▶町税の主なもの 27
- ▶原動機付自転車（原付バイク）
及び小型特殊自動車 28
- ▶各種税証明書の交付 29
- ▶各種台帳の閲覧及び
地籍図の交付 29
- ▶税の申告 29



国民年金 30

- ▶国民年金 30



国民健康保険・ 後期高齢者医療 32

- ▶国民健康保険の加入と届出 32
- ▶国民健康保険税 33
- ▶後期高齢者医療 33



保健・健康 34

- ▶各種検診 34
- ▶健康づくり 35



福祉 36

- ▶高齢者福祉 36
- ▶障がい者福祉 36
- ▶地域福祉 38
- ▶生活保護 38
- ▶地域包括支援センター 38



介護保険 39

- ▶介護保険 39

広告

車

検

点

検

タイヤ

オイル

バッテリー

各種保険

新車が
この価格で
全てコミコミ!!

月々
コミコミ
1.08万円

頭金なし

車検
込み

自動車税
込み

自賠責
込み

オイル
交換込み

諸費用
込み

マット
パイザー
込み

車検・税金・諸費用
全てコミコミ!

JoyCar ジョイカル屋久島店

ジョイカルは全国で511店舗
の新車販売チェーンです。

TEL.0997-42-1268 FAX.0997-42-1392

鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川574番地14

■営業時間/8:40~17:20 ■定休日/日曜・祭日・GW・盆休み・正月

車のことなら何でもおまかせ! 民間車検工場完備

有限会社 ケーエムオート



衛生

41

- ▶ 犬の登録と狂犬病予防注射 41



生活環境

42

- ▶ ごみ42
- ▶ 電気43
- ▶ 水道(簡易水道)44
- ▶ 排水処理44
- ▶ 町営住宅44
- ▶ 町営船45
- ▶ 指定金融機関46



子育て支援

47

- ▶ 母子保健サービス47
- ▶ 各種予防接種48
- ▶ 子育て支援49
- ▶ 保育所(園)50
- ▶ 保育料について51
- ▶ 幼児教育・
保育の無償化について51
- ▶ 幼稚園等51



教育

52

- ▶ 小学校・中学校52
- ▶ 遠距離通学補助等52
- ▶ 奨学金制度52
- ▶ 社会教育・社会体育事業53
- ▶ 体育施設等53



産業振興

54

- ▶ 観光関係54
- ▶ 農業委員会54

- ▶ 産業振興課について54
- ▶ 認定農業者支援補助54
- ▶ 特産品等研究開発補助54
- ▶ 農林漁業後継者
修学研修資金貸付制度54
- ▶ 農林漁業後継者
育成資金貸付制度54
- ▶ 町有肉用牛貸付制度54
- ▶ 林業担い手確保・育成補助54
- ▶ 商工業安定資金貸付制度54
- ▶ 特産品等販路拡大補助54
- ▶ 雇用保険失業認定と
求職申込(取次)55



防災

56

- ▶ 防災56
- ▶ 指定避難所一覧57



議会・選挙

58

- ▶ 議会58
- ▶ 選挙58



管内公共施設

59

- ▶ 主要公共施設一覧59
- ▶ 医療機関リスト61



生活ガイド

62

- ※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。
- ▶ 葬儀について62
- ▶ 屋久島町商工会63
- ▶ わが家の書きこみ
テレホンリスト64

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告

墓地工事・石材工芸品 浜田石材店



屋久島町楠川62

842-0379

携帯090-7381-1346

お土産・お祝い・法事に お茶のはまだ園



屋久島町楠川62

842-0379

携帯080-8105-6120

株式会社 稲穂工房

環境・森林資源・天然素材・暮らし・空間

株式会社
稲穂工房一級建築士事務所

屋久島地杉生産者 LLP

一般社団法人
屋久島地域資源活用センター

屋久島大屋根の会

株式会社 稲留生コン

〒891-4206

鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川1471-5・2F

TEL.0997-42-1300 TEL.0997-42-0138

FAX.0997-42-1846

環境に優しい近自然工法をめざして

屋久島と共に屋久島のために・・・



有限会社 岩川興業

鹿児島県知事許可(般)第8494号
代表取締役 岩川 和則

従業員募集☆

一緒に働きませんか!

一般土木工事 法面保護工事 橋梁補修工事
交通安全施設工事 足場仮設工事
塗装工事(橋梁塗装・建築塗装)

施工管理 一式(現場のことならお任せ下さい。)

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2452-57 TEL 0997-42-2228

E-mail: iwakawakougyo@comet.ocn.ne.jp FAX 0997-42-0826





屋久島町の プロフィール



位置

鹿児島市の南方 約135km
県本土の南方 約60km

人口・世帯数

平成27年国勢調査より

人口 **12,913人**

世帯数 6,133世帯

Kuchino-
erabujima

面積

540.48km²

Yakushima

概要

屋久島町は、平成19年10月1日に鹿児島県の上屋久町と屋久町が合併して誕生した町です。

屋久島とその西北西約12kmにある口永良部島の2島からなってます。総面積は540.48km²で、内93%を占める屋久島は周囲132kmの円形の島で九州最高峰の宮之浦岳(1,936m)を筆頭に、標高1,000m以上の山が45座以上あり、多くを山岳部分で占められていることから、洋上アルプスと呼ばれています。

町章

平成19年10月1日制定



屋久島の「Y」をモチーフにし、緑の大地・宮之浦岳を緑で表現、これを包み込んだ紺が太平洋を表現し、海に浮かぶ屋久島をイメージしている。豊かな自然に包まれた人々が、悠久の自然や歴史、文化を大切に融合し、未来へと飛躍する様を象徴している。

広告

ISO9001:14001 認証取得



南振建設株式会社

代表取締役 岡村 勇 征

鹿児島県熊毛郡屋久島町志戸子 18 番地

TEL 0997-42-0589
FAX 0997-42-2557



ひまわりのお家 うち

指定訪問介護事業所
介護予防・日常生活支援総合事業
指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
指定居宅介護支援事業所
指定障害福祉サービス事業所(居宅介護・重度訪問介護)

有限会社 岡村 代表取締役 岡村 栄一
〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 2384-10
TEL.0997-42-2855 FAX.0997-42-2856

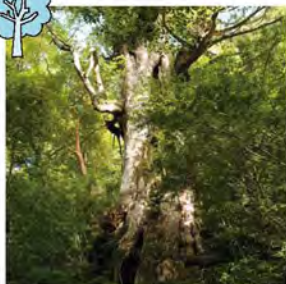




町木



屋久杉



屋久島の標高500m以上に自生し、特に推定樹齢千年以上の杉をヤクスギと呼びます。樹脂を多く含み朽ち難く、その美しい木目から世界の銘木として珍重されています。



町花



ヤクシマシャクナゲ



5月から6月にかけて淡いピンク色の美しい花を咲かせ、屋久島の山々を鮮やかにおおいます。高さ2~3mで、葉の裏側は綿毛におおわれ、花びらは5枚あります。



町の鳥



ヤクコマドリ



コマドリの亜種で、スズメ目ツグミ科に属し、背から尾が暗赤褐色、胸が赤褐色でふちに黒帯があり、腹部が白の鳥です。鳴き声がヒンカラカラと馬の鳴き声に似ているということからコマ(駒)ドリと名が付いたと言われています。



広告

一土木一式工事

有馬建設株式会社

代表取締役 有馬 伸一郎

ISO 9001/ISO 14001 認証

屋久島町原133

TEL0997-47-2327

FAX0997-47-3019

土木一式総合建設業

県知事許可(般-29)第1497号

有限会社 羽生建設

代表取締役 羽生 茂

屋久島町宮之浦2450-30

TEL 0997-42-0150

FAX 0997-42-0188

よく使う番号をメモしよう

電話番号MEMO

手続きや仕事関係など、よく利用する行政機関の覚え書きにどうぞ！

部署名:	部	課	係
担当者:	男・女/役職:		
連絡先:	/ FAX		
メール:			

部署名:	部	課	係
担当者:	男・女/役職:		
連絡先:	/ FAX		
メール:			

株式会社 小池建設

代表取締役 小池 隼人

屋久島町宮之浦2437番地30

TEL0997-42-0162 FAX0997-42-1121

総合建設業 鹿児島県知事(特-29)第5284号

- ・土木工事
- ・構造物、家屋解体工事
- ・造成工事

産業廃棄物処理業 許可番号04628190176号

- ・がれき、木くず処理
- ・再生材、破碎木チップ販売
- ・産業廃棄物収集運搬業





【本庁】

新庁舎のご案内

【部署案内】

町長
副町長

会計管理者
議会
教育委員会
教育長

総務課	総務係	人事・給与、秘書、広報広聴、HP管理、庁内取締、公用車管理
	行政係	法制、組織機構、情報公開、個人情報保護
	情報防災係	消防、防災、交通安全、庁内電算管理、地域情報化
空港管理事務所	空港管理係	空港管理
政策推進課	財政係	財政全般、地方公会計
	財産管理係	庁舎管理、地籍、公共施設計画、入札・契約
	企画調整係	計画策定、企業誘致、統計、地方創生、交通政策、船舶事業
観光まちづくり課	地域振興係	共生協働、地域間交流、男女共同参画、ふるさと納税、自然環境
	観光推進係	観光振興、各種ツーリズム
町民課	課税係	住民税、国保税、軽自動車税、法人税
	資産係	固定資産税
	債権管理係	収納対策、口座振替推進、滞納整理
	住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、旅券事務、総合案内
福祉支援課 (福祉事務所)	福祉係	地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉、遺族援護、災害救助
	子育て支援係	児童福祉、ひとり親福祉、乳幼児医療、母子保健
	生活支援係	生活保護、生活困窮者
健康長寿課	保険年金係	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
	介護保険係	介護保険、介護認定
	地域支援係	介護予防、地域包括支援センター運営
	健康増進係	保健指導、予防接種、献血推進、診療所事業、地域医療
生活環境課	生活衛生係	狂犬病予防、害虫対策、斎場管理
	廃棄物対策係	廃棄物
	上下水道係	水道、農業集落排水、合併浄化槽、し尿処理
産業振興課	産業振興係	林業、水産業、商工業、雇用・労働、有害鳥獣
	農政係	農業、園芸、畜産
	技術支援係	農業技術支援
建設課	土木係	道路橋りょう、河川・砂防、港湾・漁港、農道・林道、土地改良事業
	建築係	建築
	管理係	住宅管理、法定外公共物、占用許可、屋外広告物
会計課	会計係	会計事務
議会事務局	議事調査係	議会事務
教育振興課	総務管理係	教育委員会、児童生徒、奨学金、学校給食、学校施設
	学校教育係	学校教育
	社会教育係	社会教育、文化振興、文化財、体育、国体準備

広告

素材生産・製材加工販売・苗木生産

有限会社 有水製材所

代表取締役 有水速人

木の事なら何でも
お任せ下さい

小売致します
危険木・支障木の伐採承ります

屋久島町安房2405
TEL&FAX (0997) **46-3528**

新調・表替・裏替

馬場タタミ店

屋久島町中間13
☎48-2434

私たちは資源を有効的に循環させる
『循環型事業』を行なっています。

有限会社 宝珠産業

業務内容
一般廃棄物収集・運搬
事業系一般廃棄物・収集・運搬業
堆肥肥料製造・販売業

同社グループ
養豚事業部 屋久島黒豚
民宿事業部 民宿やまびこ

屋久島町安房127
TEL/FAX **0997-46-2798**



【本庁】

選挙管理委員会事務局	※総務課職員兼務	選挙事務
監査委員事務局	※議会事務局職員兼務	監査事務
農業委員会事務局	※産業振興課職員兼務	農地事務
	※総務課において処務	審査事務

【宮之浦出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
		電気課	管理係	運営管理
			配電係	配電供給
		(健康長寿課)	北部地域包括支援センター	高齢者支援

【尾之間出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
		(健康長寿課)	南部地域包括支援センター	高齢者支援

【安房出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
----	-----	-------	-------	---------------------

【栗生出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
		(健康長寿課)	栗生診療所	診療業務

【永田出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	住民基本台帳、各種証明
		(健康長寿課)	永田へき地出張診療所	診療業務

【口永良部島出張所】

町長	副町長	地域住民課	地域住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明
		(健康長寿課)	口永良部島へき地出張診療所	診療業務

役場の電話番号について

役場の電話番号については、本庁及び宮之浦出張所、尾之間出張所、安房出張所については、役場の代表電話におかけいただければ内線でおつながります。

なお、下記出張所については、内線でおつながりできませんので、それぞれの番号におかけいただくことになります。ご注意ください。

屋久島町役場(代表): **0997-43-5900**

栗生出張所: **48-2231** 口永良部島出張所: **49-2100** 永田出張所: **49-6463**

広告

仕出し さくら

真心が込められた、心が温かくなる手作りのお弁当を。

TEL&FAX 0997-42-2606

〒891-4206 鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川1253-1

株式会社さくら 代表取締役 竹川しのぶ

お電話にて受け付けております。島内全域、無料にて配達いたします。



民間車検工場・各種修理・整備

有限会社 はかりや自動車

宮之浦1211-2 TEL 0997-42-2232 FAX 0997-42-1275

従業員募集中!!

新車・各種中古車販売

LOCAL GARAGE

ショールーム 宮之浦 パチンコメエル隣



山岳太郎ショップ

登山用具レンタル・販売・ツアー

山岳太郎

屋久島町安房410-8

TEL 0997-49-7112 FAX 0997-49-7113






新庁舎のご案内 【館内案内】

【2F】

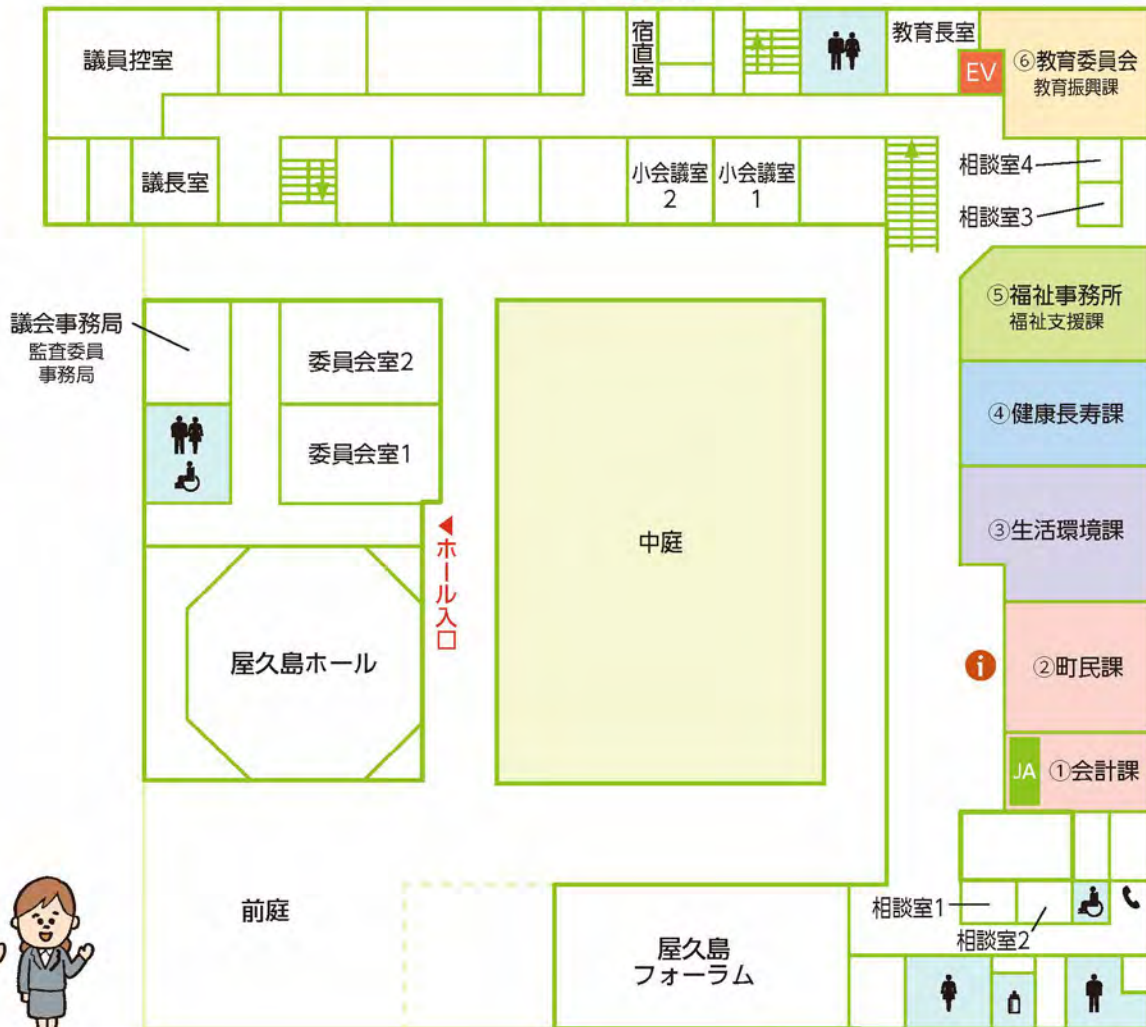
JA…種子屋久農協役場派出所

i…総合案内



【1F】

▼夜間受付



▲玄関



広 告

For the Yakushima

皆さまと共に、この世界の遺産を後世に残すために「For the Yakushima」を宣言
屋久島の自然保護や全国の災害支援のための「サンカラ基金」を設立し、運用しています
この基金を自給自足の地産・屋久島や鹿児島をはじめ、九州各地より食材を集めています
スタッフは地元とのつながりを大切に、町の行事に参加し、町民として納税しています
今後も「sankara hotel&spa 屋久島」は様々な活動を推進し、
皆さまと共にecoと自然保護に取り組みます



 **sankara HOTEL & SPA 屋久島**

〒891-4402 鹿児島県熊毛郡屋久島町東生字萩野上 553 番地

予約専用ダイヤル 0800-800-6007

TEL : 0997-47-3488 (代表) FAX : 0997-47-3489



屋久島町で 森林浴



縄文杉

標高1,300m、樹高25.3m、胸高
周囲16.4m、推定樹齢 2,170年～7,200年。

確認されている中で最大の屋久杉。名前の由来
は縄文時代から生きているという説と幹の造形
が縄文土器に似ているからという説があります。



大川の滝

「日本の滝百選」にも
選出されている大川の
滝は、落差88mを誇り、
水量、規模ともに屋久
島最大級。豪快な水し
ぶきをあげて滑り落ち
る様はダイナミックそ
のものです。滝壺のすぐ近くまで行くことができ、マイナ
スイオンをたっぷり浴びられます。



千尋の滝

落差60mを誇り、
滝の左手にある花崗
岩の一枚岩が「千人が
手を結んだ程に大き
い」ことから千尋の滝
と名づけられました。



西部林道

屋久島の西部にあり、東シナ海に面した無人地帯に
広がる原生林の中を通る林道です。車で走ることが出
来る唯一の世界自然遺産地域です。屋久島が世界自然
遺産となる根拠の一つである日本最大の照葉樹林の垂
直分布が一望できます。また、高い確率でヤクザルやヤ
クシカにも出会えるスポットです。



ヤクスギランド・白谷雲水峡

ヤクスギランドは、安房から約15km、標高約
1000～1300mに広がる自然休養林です。その名の
とおり、原生的なヤクスギ林を鑑賞できる島内随一
の森で、木道・石張歩道の整備された30分・50分
コース、トレッキングを楽しめる80分・150分コ
ースがあり、体力に応じてコースを選べます。

白谷雲水峡は、宮之浦から約12km、標高約600～
1050mに広がる自然休養林です。ヤクスギと照葉樹
の混生した森や、映画「もののけ姫」の森のモデルと
なったとされるコケ類の繁茂する森が幽玄な世界に
引き込んでくれます。太鼓岩からの眺望も絶景！



宮之浦岳

標高1936m、九州最高峰で日本百名山の一つに数えら
れています。淀川の清流や高盤岳山頂のトーフ岩、高層湿
原の花之江河、ヤクシマリンドウなどの固有植物を見る
ことができ、針葉樹林帯から高山植物への植生の移り変
わりを体感できます。山頂からの360度大パノラマは絶
景で、5月中旬から6月上旬は
ヤクシマシャクナゲを鑑賞す
ることができます。
※往復約13km、所要時間10～
12時間を要し、最も体力を必要
とするコースの一つです。



広告

世界遺産の地・屋久島の海を一望する 絶景のロケーション



シーサイドホテル屋久島 <https://www.ssh-yakushima.co.jp/>

ご予約・お問い合わせ **0997-42-0175**

(受付時間 8:00～18:00) 〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1208-9 yoyaku@ssh-yakushima.co.jp

チェックイン 15:00 / チェックアウト 10:00



**1 屋久杉自然館**

屋久杉や屋久島林業の歴史、森と人のかかわりを語る総合博物館です。縄文杉の折損枝「いのちの枝」や、江戸時代から近代林業に使われてきた道具などの展示、1960年代の映像などを観覧することができ、キーホルダー作りなどのクラフト体験も提供しています。

**2 屋久島環境文化村センター**

屋久島をまるごと知る・学べる施設(ビジターセンター)。大型映像とパネル模型などを駆使した常設展示により、屋久島の自然・文化・生活を分かりやすく紹介しています。



Life Guide

02

屋久島町で

**1 屋久島世界遺産センター**

世界遺産と屋久島の自然の奥の深さを五感を使って学べるビジターセンター。屋久島の音が楽しめるコーナーもあります。

**1 屋久島環境文化研修センター**

屋久島をフィールドとして自然の大切さや自然と人のかかわりを学ぶ環境学習の研修施設。セミナーや野外観察会など多彩な環境学習プログラムを提供しています。

**3 歴史民俗資料館**

旧石器時代の石器から近代の民具まで様々な遺物を展示しており、屋久島の民俗・歴史を学べます。

時 9:00~17:00

休 月曜日・年末年始(12/29~1/4)

料 大人100円・小人50円(町民無料)

所 屋久島町宮之浦1593番地

広 告

ヤクデン
スーパーマーケット

ライフセンターヤクデン

食料品・日用品雑貨
TEL0997(42)1501 IP 電話 050(3540)6007

建材等店舗販売
TEL0997(42)2387 IP 電話(建材)050(3541)5931

エディオン屋久島店(家電)
TEL0997(42)2881

新築・増改築 屋根工事・サッシ

土木建築総合建設業

TEL0997(42)0433

屋久島トラベル

〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦 720 番地
TEL0997(42)2112 IP 電話 050(3531)2104
近畿日本ツーリスト代理店



ヤクデン商事株式会社

〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦 1009 番地
TEL0997(42)0216 IP 電話 050(3532)1700



4 エラブオオコウモリ

国指定天然記念物。口永良部島と十島村にのみ生息しています。翼を広げると100cmを越す個体もあります。



5 平内民具倉庫

廃校になった中学校の講堂跡を利用し、南部地域で収集した民具を展示しています。どの民具も手に取って観察できます。

開 毎月第2日曜日とその前日の土曜日
料 無料



6 屋久島横峯遺跡

約3500年前の縄文遺跡です。発掘調査の結果、たくさんの縄文土器と石器が出土しました。また、竪穴式住居跡が密集して検出されています。写真は遺構をもとに復元した竪穴式住居です。



7 如竹神社(泊如竹の墓)

県指定文化財。屋久島聖人と称えられたという泊如竹の墓です。晩年、如竹は安房の村を災いから守るとして、この地に葬られることを望んだといわれています。

広告

屋久島インフォメーション

屋久島のことなら何でもお聞き下さい。
屋久島の最新情報でご案内致します。

- ・コース(観光・登山・エコツアー)プランニング
- ・宿泊案内&手配(ホテル・民宿・キャンプ場)
- ・交通案内&手配
- (団体貸切バス・周遊観光バス・タクシー・レンタカー他)
- ・登山用品、アウトドア用品レンタル
- ・釣り船手配、釣り情報
- ・屋久島セーフティツアー受付
- ・登山届け受け付け
- ・路線バスフリーチケット販売
- ・交通情報、天気予報、干潮時間等の案内

世界自然遺産地 World natural heritage

屋久島観光センター

代表取締役社長 馬場 芳朗

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 799

TEL 0997-42-0091(代) FAX 0997-42-2081

【営業時間】8:00～19:00 【年中無休】



美しい海岸を
散歩しよう

広告



有限会社 内田石油

屋久島町宮之浦2451

TEL0997-42-0722 FAX0997-42-2665

営業時間 8:00~18:30



屋久島ウコンの里

ウコンのことなら 屋久島ウコンの里 検索

0120-413-894

衛屋久島薬草販売

屋久島町宮之浦2476-20

TEL0997-42-2455 FAX0997-42-2480



とっておき!

思い出を
メモしよう!

年 月 日()

天気:

思い出メモ:

主要データ

場所:

TEL:

営業時間:AM

:

~ PM

:

入場料:

交通アクセス:

永田いなか浜

白い砂浜が1kmも続く屋久島内で最も大きな砂浜です。

ウミガメの上陸地としても知られています。5月~7月にかけて産卵に訪れるアカウミガメの数は北半球で最も多く、5月1日

から7月末までウミガメの産卵を見学できる観察会が毎年行われています。

2005年にはラムサール条約登録地となりました。



一湊海水浴場

屋久島一の広さを誇る海水浴場です。

天然の入江となっている湾内は波もおだやかで、鹿児島県内の海水浴場水質ベスト1に選ばれた事もあります。

シーズンには出店もあり、沢山の海水浴客でにぎわいを見せています。



Life Guide

03

屋久島町の海



春田浜海水浴場

屋久島最大の隆起サンゴ礁海岸に作られた人工の海水浴場です。近くにタイドプールもあり、シュノーケリングも楽しめます。



栗生海水浴場

堤防に左右を囲まれた、比較的遠浅の海水浴場です。



屋久島町の温泉



ゆのこのゆ

宮之浦港から車で15分程度。屋久島総合自然公園敷地内にある単純硫黄泉の温泉施設。浴室は2室で五右衛門風呂を使用し、冷泉を薪で沸かすのが特徴。貸切りでの利用になる為、予約が必要。



屋久島いわさきホテル

屋久島に包まれ雄大な山を覗く、温泉・神の湯。

屋久杉をふんだんに使用して優雅な癒しの空間を提供。雄大な山を望む露天風呂もあります。



尾之間温泉

泉温は約48度と高めですが、玉石を敷き詰めた浴槽から湧き出すお湯が足の裏を心地良く刺激してくれます。



楠川温泉

心地よい風のふく清流浴にあり、切り傷や腰痛によく効くといわれる冷泉を沸かした小さな温泉です。初夏にはホテルもみられます。



縄文の宿まんてん温泉

空港から徒歩1分。屋久島の魅力を満喫できる宿「縄文の宿まんてん」内の温泉。日帰りの利用も可能。

内風呂のほか、露天風呂、温泉檜風呂、温泉家族風呂、温泉岩盤浴、ドライサウナ、ミストサウナがある。



平内海中温泉

平内海中温泉は平内西開墾地区にある天然温泉で、干潮時の前後2時間ほど入浴ができる。磯のくぼみの深さ以外は自然の地形そのまま。男女混浴で海岸の岩場で少し熱めの湯に満天の星を眺めながらの入浴は最高。



本村温泉

口永良部島本村区にあり、鉄分を多く含んだほんのり茶色の温泉です。

湯船からは本村港を一望でき、夕焼けを眺めながらつかるお湯は最高です。

屋久島温泉
(JRホテル屋久島内)

東シナ海から太平洋へとつづく大海原を一望できる大浴場と露天風呂です。屋久島温泉は贅沢なまでのとろみ感があり、まるで美容液風呂に浸っているような心地。



湯泊温泉

湯泊の浜辺に湧き出ており、いつでも入浴出来る天然温泉。波の音を聞きながら、また夕焼けを見ながらの入浴ができる野趣溢れる露天風呂。



湯向温泉

口永良部島湯向区にあり、湯の華が浮かぶ青白色の温泉で、隠れ家的な名湯です。

広告



JR Hotel Yakushima

JR ホテル屋久島

〒891-4404 鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間136番2号
TEL.0997-47-2011 FAX.0997-47-3811
www.jrk-hotels.co.jp/Yakushima



『 リバー&シーカヤックで遊ぶ 』

Life Guide

05

屋久島町で体験



リバーカヤック

カヤックに乗って川で楽しむレジャーです。安全の為に必ず救命胴衣を着けますが、流れの穏やかな下流域で楽しむことから転覆する恐れはなく、小学生でも気軽に体験出来ます。

カヤック、カヌー、シットオンタイプがあり、1人～3人乗りがあります。



シーカヤック

リバーカヤックに比べて波や風の影響を受けにくい形状で、しっかりとした安定性があります。

未経験でもレクチャーを受ければ誰でも体験できます。

海風を感じながら、漕ぐたびに海面をスーッと滑るように進む感覚は格別です。碧い海から突き出るようにそびえる屋久島の迫力が味わえます。

体験ダイビング

初心者向けのコースです。ガイドさんに任せて説明を聞いていけば問題なく、実は泳げなくてもダイビングは楽しめます。ガイドツアーは主に半日／1日コースがあり、時間と料金で好きなコースを選べます。



ファンダイビング

ダイビングのCカード認定以上(ショップにより異なる)を持つ、経験者向けのコースです。ビーチとボートを選択できるショップが多く、ナイトダイビングなどのオプションも豊富です。屋久島では高い確率でウミガメとのランデブーダイビングが出来ます。



ダイビング・シュノーケリングで遊ぶ



シュノーケリング

海面を漂いながらサンゴを眺め、魚と一緒に泳ぐマリンレジャーです。ウェットスーツを着ていれば水面を浮かんでいられるので、泳ぎに自信がない方でも体験できます。小学生でもOK。

広告

自然と遊ぶエコツアー ネイティブビジョン

TEL.0997-42-2013

屋久島町宮之浦 799 屋久島観光センター 2 階
http://www.native-vision.com/
yakushima@native-vision.com

VR YAKUSHIMA TOUR

神秘的な屋久島の自然を座りながら体験できます。360° ぐるっと巡る旅へ…!



屋久杉を磨こう!

お気に入りの原木を見つけ、世界に一つのあなただけの作品を作ります。屋久杉の香り、肌触りを感じて下さい。雨の日におすすめです。YAKUSHIMA BLESSでのんびりしませんか?

{ SUP&沢登りで遊ぶ }



SUP (Stand Up Paddle)

安定性の高いボードに乗って、オールを使いカヌーのように漕いで進みます。水上を散歩しているように見え、どこにでも行き来できる自由感が人気を博しています。

立っても座っても操作ができ、屋久島ならではの清流に触れながら、心の隅々まで透明感を味わえます。波のない栗生川、安房川、宮之浦川は安心して体験できます。ベストシーズンは春から秋です。



沢登りで遊ぶ

沢登りは、屋久島の大自然を最も身をもって感じられるレジャーとも言えます。屋久島の川では花崗岩の大きさに驚き、見とれるほど透明度のある水中を泳いだり、飛び込んだりする爽快さは格別です。

ガイドツアーではライフジャケット・沢靴・ヘルメットを必ず着用してから行うので、泳げない人でも小学生でも安心して楽しく遊べます。

里めぐり体験

屋久島と口永良部島には、古くからの歴史と独自の文化が根付いた全26集落があります。

里めぐりでは、地元の語り部の案内による史跡めぐりや地場産業見学など、観光ガイドブックでは紹介されていないディープな屋久島を知ることができます。

集落に伝わる文化や歴史、人々の暮らしに興味のある方におススメです。



屋久杉クラフト体験

樹齢1,000年を超えた貴重な「屋久杉」材でお箸を作る体験ができます。ノミを使って香りを楽しみながら思い思いの形に削ったり、屋久杉の温もりを感じながら磨き上げたり、個性ある世界に一つの屋久杉お箸を作れます。



広告

6次産業化認定農園・有機栽培認定農園

株式会社 屋久島白川茶園

代表取締役 白川満秀
屋久島工芸協会の会長

屋久のみのり
屋久の紅茶

屋久島町志戸子298
TEL 0997-42-1333

屋久杉を削って磨いて
仙人さんの箸づくり

悠久の時を超えて
屋久杉と語りうひとときを
体験してみませんか

仙人村
(宮之浦 2567-2)
☎0997-42-0898



ワクワク♪ 予定を立てて出かけよう！

お出かけを楽しく過ごすため、計画を立てましょう。



主な訪問先の情報	名称:	TEL:	同行する友人等の情報	名前:	TEL:
	場所:			名前:	TEL:
集合場所・集合時間	集合場所:	利用予定の交通機関等	名称:	時間:	時 分 秒
	集合時間:		名称:		

9:00	13:00	17:00
10:00	14:00	18:00
11:00	15:00	19:00
12:00	16:00	20:00





屋久島たんかん



ぽんかん



時計草(パッションフルーツ)



首折れサバ



鹿肉



トビウオ



トビウオから揚げ



屋久島茶



縄文水



恵命我神散



トビウオ燻製



トビウオすり身



トビウオー夜干し



広告

世界遺産の島
Natural Water
屋久島
縄文水

dairy 南日本酪農協同株式会社 <http://www.dairy-milk.co.jp/>

数千年の時を、
この水は記憶している。

水はどこから来てどこへ流れるのだろうか。
縄文杉の記憶よりも遙か昔、降り注ぐ雨は水の記憶。
形のない水は大地を潤し、地にしみわたり、溢れ出す。
生き物の喉を潤し、育てた水は海に注ぎ、また天に昇る。
永い歳月を屋久島の大自然と共に生きた水、
それが「屋久島 縄文水」。



広告



お酒類



屋久杉工芸品

check!

屋久島町ふるさと納税

屋久島町にいただいた御寄附は、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的に、次の事業に使用しています。

- (1)世界自然遺産をはじめとする地域の環境保全に関する事業
- (2)子育てや教育に関する事業
- (3)人口減少への対策となる事業(定住促進や婚活事業等)
- (4)地域の活性化を支援する事業(産業支援、集落支援、創業支援等)
- (5)地域の消防・防災対策に関する事業



屋久島町には多くのファンの方が訪れます。ファンの皆様と町民の皆様がふるさと納税を通じて繋がり、交流の輪が広がるように、町全体で取り組んでいきます。

お問い合わせ: 屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係

TEL 0997-43-5900 FAX 0997-43-5905

屋久島町を応援して下さる皆様

※以下3サイトから御寄附をお願いします。

検索「ふるさとチョイス 屋久島町」

検索「楽天ふるさと納税 屋久島町」

検索「さとふる 屋久島町」

屋久島町民の皆様

※町では、ふるさと納税の返礼品を提供して下さる事業者様を募集しています。自薦・他薦問いませんので、上記お問い合わせ先まで情報提供をお願いします。

焼酎(三岳)のふるさと
世界自然遺産 屋久島

名水
名酒を生む。

三岳酒造株式会社

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 799
TEL.0997-46-2026
FAX.0997-46-2197

島のおみやげ屋
杉匠

◆屋久杉工芸品・製造卸・観光みやげ品・レストラン杉匠

直売 ☎0120-8940-15

株式会社 のくび TEL.0997-46-2123/46-2254
屋久島町安房 850-113 FAX.0997-46-2930

広告

武田館 株式会社 武田産業
TAKEDA KAN

本社 屋久島町安房650-18
TEL 0997-46-2258 FAX 0997-46-3775

BL
SS
YAKU
SHIMA
BLESS

屋久島が屋久島のままであり続けてほしいから、私達は、もので、ひとで屋久島の魅力を、発信する場所を目指します。

〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 650-18 (武田産業敷地内)
営業時間: 9:00~17:00 定休日: 日曜 yakushimabless.jp

屋久島
酒蔵

工場見学・試飲無料
見学時間 AM9:00~PM4:00
※土・日・祝日営業。臨時休業有り。

※お酒は20歳になってから

酒本
造坊
Hombo

本坊酒造株式会社 屋久島伝承蔵
〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 2384
TEL:0997-46-2511 FAX:0997-46-2686

製造直売の屋久島銘菓
・屋久杉製品
・屋久島の農産物、海産物
・楽しいファニッシュグッズ

屋久島の特産品なら
何でも取り揃えて
います。

1階
やくしま市場
世界自然遺産地 World natural heritage

屋久島観光センター

代表取締役社長 馬場 芳朗
〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 799
TEL 0997-42-0091 (代) FAX 0997-42-2081





屋久島町の歳時記



1月

成人式

新成人の門出を祝う式典が行われます。



2月

サイクリング屋久島

町内外から多くの人々が参加し、エコな乗り物「自転車」に乗って、屋久島の大自然を体感。島の海岸線を一周する100kmコースでは各休憩ポイントでのおもてなしや地元の人々のふれあいを楽しめます。



2月

屋久島ヒルクライム

里地から白谷雲水峡までの高低差583mを自転車で駆け上がるヒルクライムレースです。



4月

ふるさと産業祭り

採れたての新鮮野菜や農産加工品、姉妹都市・友好盟約地の特産品などの販売、舞踊やフラダンスなどのステージ、ハイハイ選手権や魚の目方当てなど子どもから大人まで楽しめるイベントが行われます。



4月

宮之浦川沿いの桜ライトアップ

桜の開花に合わせてライトアップが行われており、夜桜を楽しむ人たちにぎわいます。



6月

楠川城祭り

日本で初めて鉄砲が用いられたといわれる「楠川城の戦い」にちなんで開催されるイベントで、子ども神輿や子どもたちによる楠川城合戦記紙芝居や子ども鉄砲隊などが披露されます。



6月

町芸能祭

美と舞踊の祭典として日本舞踏やフラダンスなどが披露されます。



楽しいイベントがたくさん！



7月

世界遺産「屋久島」オープンウォータースイミング

島の北部に位置する一湊海水浴場の白い砂浜、透明度の高い海でイベントが繰り広げられます。大会終了後のフェアウェルパーティーでは屋久島の海の幸によるおもてなしなども大好評です。



8月

屋久島ご神山祭り

屋久島の夏祭りの中でも最大規模のお祭りです。山岳信仰を踏まえた火熾しなどの神事や、ご神山太鼓のステージ、花火大会、抽選会など盛りだくさんのイベントです。





8月

ドラゴンボート大会

宮之浦川で開催されるドラゴンボート大会です。竜をあしらったボートで200mの速さを競います。



10月

町民体育祭

町内26集落を8地区に分けて競い、リレーや玉入れ、俵担ぎ、輪回しなどで熱戦を繰り広げます。



広告



屋久島 河畔の旅宿

民宿 やくすき荘

〒891-4205 屋久島町宮之浦 2373-2
TEL 0997-42-0023 FAX 0997-42-1919

民宿やくすき荘

緑島



11月



屋久島夢祭り

屋久島の人々、子どもたちの夢や願いを込めて、1万4千もの灯笼に灯りを灯します。

島の歴史、そして未来に思いをはせる神秘的な秋の夜。幻想的な灯笼の光揺らめく風景や音楽に合わせて打ち上がる音響花火を見に、多くの人で賑わいます。



11月

町駅伝大会

地区ごとにチームを編成し襷を繋ぎながら約40kmコースで競います。コースは、北部と南部があり毎年交互に開催されます。



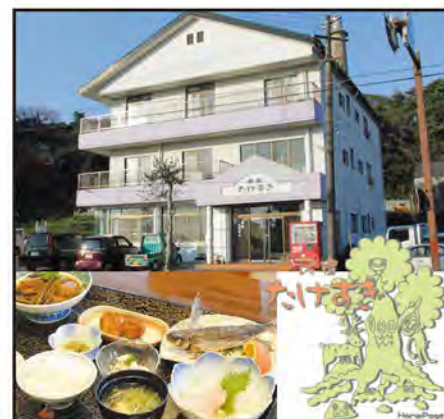
12月

益救神太鼓年越祭

神々が集う様子を打ち鳴らす太鼓で表現する「益救神太鼓」。荒々しく太鼓を打ち鳴らし参拝客の厄を払う年越行事です。



お祭りやイベントがたくさん!



民宿 たけすき

屋久島町宮之浦 810-1 TEL.0997-42-0668
宮之浦港のすぐ近く FAX.0997-42-0189



まつばんだ交通グループ

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 815 番地 23

TEL:0997-43-5000

FAX:0997-43-5281





屋久島時刻表

Yakushima Town



※時刻表は変更になる場合がございます。あらかじめ出発前にご確認下さい。

飛行機 (2019年7月現在)

屋久島空港 ☎42-1200

大阪国際空港(伊丹)	→	屋久島空港	屋久島空港	→	大阪国際空港(伊丹)
11:20	→	13:05	14:45	→	16:20
福岡空港	→	屋久島空港	屋久島空港	→	福岡空港
13:05	→	14:15	13:35	→	14:40
鹿児島空港	→	屋久島空港	屋久島空港	→	鹿児島空港
8:50	→	9:30	9:55	→	10:30
① 11:20	→	12:00	① 12:30	→	13:05
② 14:30	→	15:10	② 15:40	→	16:15
③ 15:30	→	16:10	③ 16:35	→	17:10
16:50	→	17:30	18:00	→	18:35

①7月1～12日5分遅発
②7月1～12日5分早発
③7月1～12日20分早発

①7月1～12日5分遅発
②7月1～12日5分早発
③7月1～12日20分早発

高速船 (2019年7月現在)

種子屋久高速船(株) 宮之浦港 ☎42-2003
安房港 ☎46-3399

宮之浦港	經由	種子島着	鹿児島港	鹿児島港	經由	種子島発	宮之浦港
10:00	種子島	10:50	12:45	7:30	種子島	9:40	10:30
10:45			12:35	7:45	指宿	指宿発 8:30	9:45
16:00	種子島	16:50	18:45	12:00			13:50
16:30	指宿	指宿着 17:45	18:35	13:20			15:10
安房港	經由	種子島着	鹿児島港	鹿児島港	經由	種子島発	安房港
7:00	種子島	7:50	9:35	10:20	種子島	12:10	13:05
13:30			15:30	16:00	種子島	17:40	18:30

飛行機や船にご搭乗の際は、余裕をもって30分前後お早めにお越しください。

フェリー太陽

役場政策推進課企画調整係 ☎43-5900 久木山運送 ☎49-2570
屋久島海陸運輸株式会社 ☎42-0140 船川運船 ☎090-4771-3417

	口永良部		宮之浦港		島間港		口永良部		宮之浦港		島間港
偶数日	9:50	→	8:10						9:00	→	10:05
	10:30	→	12:10						11:50	→	10:45
			13:00	→	14:05		14:40	→	13:00		
			15:50	→	14:45		15:10	→	16:50		
奇数日											

フェリーはいびすかす ☎0997-42-0140

鹿児島(谷山港)		西之表港		宮之浦港
18:00	→	21:40		
		(翌朝) 5:00	→	7:00
		10:10	→	8:10
14:40	→	11:00		

フェリー屋久島2 ☎0997-42-2220

鹿児島港		宮之浦港
8:30	→	12:30
17:40	→	13:30



屋久島町 暮らしの便利帳の使い方

暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます。

みなさんのお宅にお届けした「屋久島町 暮らしの便利帳」は、これから屋久島町で、そしてずっと屋久島町で暮らしていく、そんなみなさんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中で役立ててください。



表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。



とっても便利な三部構成！

街への愛情が深まる

地域
情報

困った時に頼れる

行政
情報

毎日の暮らしを支える

生活
情報



手に取りやすい雑誌サイズだから
目につく場所に置いておけば重宝！



調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着きます。テレビリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくと便利です。



わが街の魅力を再発見できる
楽しい記事がぎっしり満載！



行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らす街の歳時記やみどころなど、お子様から高齢者の方まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。



たとえ急に病気になっても
お医者さんがすぐ見つかる！



町の病院や歯科医院、調剤薬局を網羅したリストを掲載しているので、困ったときはすぐに目を通しましょう。きっとあなたの力になる、あなたを支えてくれるお医者さんが見つかります！



町内公共施設の利用方法が
ひとめでパッとわかります！



野球場やテニスコートなどの運動施設はもちろん、図書室などの情報が掲載されています。街の公共施設を賢く利用して有意義な時間を過ごしましょう。

屋久島町ホームページ

→ <http://www.town.yakushima.kagoshima.jp>

インターネットでさまざまな屋久島町の情報を発信しています。



楽しいイベント情報や生活情報、
新着情報など、役立つ情報がいっぱい！





戸籍・住民票・各種カードなど

住民異動の届出・戸籍に関する届出・印鑑の登録・各種届出

戸籍に関する届出

町民課・各出張所

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦等の身分関係を登録し、証明する制度です。この戸籍の所在を町名地番で示したものを「本籍」といいます。戸籍の代表者を「筆頭者」といいます。

戸籍関係の主な届出は下記のとおりです。（※ただし、永田出張所では受け付けておりません）

届出の種類	届出の期間	届出先	届出人	届出に必要なもの
出生届 子どもが生まれたとき	生まれた日を含めて14日以内。ただし14日目が休日（祝祭日を含む）の場合は休日の次の日まで期間が延長されます。	父母の本籍地、子どもの出生地、届出人の住所地・一時滞在地	父又は母（父母共に届け出ることもできます。）	- 出生届書（出生証明書） - 届出人の印鑑 - 母子健康手帳 ～届に関連した諸手続きに必要なもの～ - 出生した子の母親の通帳 - 児童手当等申請者の通帳と健康保険証、マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード、所得課税証明書→申請者が1月1日に屋久島町に住民登録していない場合、1月1日に住民登録していた市町村から取り寄せていただきます。 - 出生した子の健康保険証（乳幼児等医療登録申請に必要）
死亡届 死亡したとき	死亡の事実を知った日から7日以内。	死亡地、本籍地、届出人の住所地又は一時滞在地	親族、同居者、家主、地主、家屋又は土地管理人、後見人、保佐人、補助人	- 死亡届書（死亡診断書） - 届出人の印鑑 ～届に関連した諸手続きに必要なもの～ - 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） - 国民年金手帳・年金証書（加入者のみ） - 後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） - 介護保険被保険者証（加入者のみ）
婚姻届 結婚するとき	届出のあった日から効力が生じます。	夫又は妻の本籍地か住所地又は一時滞在地	夫及び妻	- 婚姻届書（証人欄に成年者2人の署名・押印） - 戸籍謄本（本籍が他の市区町村の場合） - 婚姻により転入の方は、前住所の市区町村で発行した転出証明書 2人の旧姓の印鑑（届出書に押印したもの） - 未成年者が婚姻する時は父母の同意書 - 本人確認できるもの（運転免許証等） ～届に関連した諸手続きに必要なもの～ - 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） - マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
離婚届 離婚するとき	届出のあった日から効力が生じます。（裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決確定から10日以内）	新本籍地・旧本籍地、住所地又は一時滞在地	夫又は妻	- 離婚届書 ※協議離婚の場合、届書証人欄に成年者2人の署名・押印 - 裁判離婚の場合、調停調書の謄本、確定証明書 - 夫と妻の印鑑 - 戸籍謄本（本籍が他の市区町村の場合） - 本人確認できるもの（運転免許証等） ～届に関連した諸手続きに必要なもの～ - 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） - マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
転籍届 本籍を変えるとき	届出のあった日から効力が生じます。	新本籍地・旧本籍地、住所地又は一時滞在地	戸籍の筆頭者及びその配偶者	- 戸籍謄本（町内転籍の場合は必要ありません） - 筆頭者、配偶者双方の印鑑

※このほかの届出につきましては、町民課にお問い合わせください。

戸籍の時間外取扱いについて

区分	内容	お問い合わせ先
届出の受付時間	戸籍の届出は、本庁及び各出張所において年中無休で24時間受け付けます。	町民課 ☎0997-43-5900 ※休日及び時間外における死亡届の受付は本庁のみの対応となります。
届出の受付場所	休日及び時間外においては、本庁、宮之浦出張所、安房出張所及び尾之間出張所で受け付けます。執務時間以外で届出をされる場合は、宿直室でお預かりします。	
気をつけていただくこと	宿直室に届出をされる方は、届出の前によく確認をしてください。念のため、届出をされる前に本庁及び各出張所の窓口で点検を受けられることをお勧めします。	
その他	訂正箇所があった場合、後日、届出に使用された印鑑をお持ちになって、再度お越しいただくことがございますのでご注意ください。	

火葬について

申込方法	お問い合わせ・申込先
死亡届出人の印鑑を持参して、死亡届の提出と併せて火葬許可を申請していただきます。 ※休日及び時間外における死亡届の受付は本庁のみの対応となります。	町民課 ☎0997-43-5900 ※平日は各出張所でも対応します。

弔慰金

弔慰金	◆町内に住所を有していた故人の遺族	◆支給額: 2,000円	福祉支援課
-----	-------------------	--------------	-------

住民登録に関する届出・証明

住民基本台帳(住民票)は、居住関係を証明するものです。

転入・転出・転居などで住所が変わったときや、世帯に変更があったときは、町民課または各出張所へ決められた日までに届出をしてください。手続きは下記のとおりです。

※住民基本台帳カード及びマイナンバーカードをお持ちの方とその世帯の方につきましては、24ページに記載されている特例転入・転出の手続きをご覧ください。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの	届出先
転入届 町内に引越してきたとき	屋久島町に住み始めた日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	◆届出人の印鑑 ◆転出証明書(前住所地の市区町村が発行したもの) ◆代理人が届け出る場合は代理人の印鑑、委任状 ◆国民健康保険証(転入前から引き続いて国保に加入する場合) ◆国民年金手帳(加入者のみ) ◆住基カード(持っている方のみ) ◆マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード	町民課 ☎0997-43-5900
転出届 町外へ引越するとき	新しい住所に移る前に転出手続きを行ってください。	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	◆届出人の印鑑 ◆代理人が届け出る場合は代理人の印鑑、委任状 ◆印鑑登録証(登録者のみ) ◆各種受給者証等(加入者のみ) (国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、乳幼児等医療費受給資格証等) ◆住基カード(持っている方のみ) ◆マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード	宮之浦出張所 地域住民課 尾之間出張所 地域住民課 安房出張所 地域住民課
転居届 町内で住所が変わったとき	屋久島町内で転居した日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	◆届出人の印鑑 ◆代理人が届け出る場合は代理人の印鑑、委任状 ◆国民年金手帳(加入者のみ) ◆後期高齢者医療被保険者証 ◆各種受給者証等(加入者のみ) (国民健康保険証、介護保険被保険者証、乳幼児等医療費受給資格証等) ◆住基カード(持っている方のみ) ◆マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード	栗生出張所 地域住民課 ☎0997-48-2231 〇永良部出張所 ☎0997-49-2100 永田出張所 ☎0997-49-6463
世帯変更届 世帯主変更、世帯合併・分離のとき	変更があった日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	◆届出人の印鑑 ◆代理人が届け出る場合は代理人の印鑑、委任状 ◆国民健康保険証(加入者のみ) ◆後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ)	

※各種届出には、本人確認のできるもの(運転免許証・マイナンバーカード・在留カード等)が必要です。

※就学児童生徒をお持ちの方には、転入と同時に転入学通知書が発行されますので、学校にご持参ください。



特例転入・転出に関する届出

町民課 各出張所

平成27年10月の法改正により、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードをお持ちの方とその世帯の方につきましては、原則として特例の転入転出の手続きが必要になっております。(特例転入の対応は町民課・宮之浦出張所・安房出張所・尾之間出張所のみとなっております。)

※「特例転入・転出」とは、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードを利用し、転出証明書の交付を受けることなく、転入・転出ができる制度です。

こんなとき	申請期限	申請できる人	申請に必要なもの	届出先
転入するとき	新しい住所に住み始めた日から14日以内、もしくは転出予定日から30日以内のいずれか早い日まで	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	- 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード - 届出人の印鑑 - 本人確認書類(運転免許証等) - 国民年金手帳(加入者のみ) - 代理人が届け出る場合は代理人の印鑑と本人確認書類(運転免許証)、委任状	町民課 ☎0997-43-5900 宮之浦出張所 地域住民課 尾之間出張所 地域住民課
居住地を移転したとき(町内転居)	新居住地に転居した日から14日以内	同上	同上	安房出張所 地域住民課
転出するとき (郵送での届も可能です)	転出予定日前から新しい住所に住み始めた日から14日以内	同上	- 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード - 届出人の印鑑 - 本人確認書類(運転免許証等) - 国民健康保険証(転出の場合、回収させていただきます) - 代理人が届け出る場合は代理人の印鑑と本人確認書類(運転免許証)、委任状	栗生出張所 地域住民課 ☎0997-48-2231 口永良部出張所 ☎0997-49-2100 永田出張所 ☎0997-49-6463

※マイナンバーカードをお持ちの方で国外転出される方は町民課へご連絡ください。

マイナンバー通知カード

平成27年10月に施行されました、番号法(マイナンバー制度)により日本に住民登録している方全員に12ケタのマイナンバーが振り当てられました。番号法の施行に伴い、屋久島町におきましても平成27年10月～12月頃にかけて各個人のマイナンバーを確認するための「マイナンバー通知カード」と呼ばれる、紙製のカードを世帯ごとに郵便にて一斉配布しております。このマイナンバー通知カードは税の確定申告や、児童手当の申請、金融機関での各種手続き等、様々な場面で提示を求められることがありますので、紛失しないようご注意ください。万が一、マイナンバー通知カードを紛失された方は、町民課または、各出張所で紛失届をご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

マイナンバーカード

希望者の申請により交付します。平成27年10月頃に各家庭に一斉に配布されました、マイナンバー通知カードの中央部のマイナンバーカード交付申請書に顔写真を貼付の上、同封の返信用封筒を使用して申請してください。(パソコンやタブレット、スマートフォンからのオンライン申請もできます。詳しくは、総務省ホームページ[<http://www.kojinbango-card.go.jp>]をご覧ください。)また、マイナンバーカードを申請されてから、2週間～3週間ほどでカードが完成し、お住まいの地域を管轄する町民課、宮之浦出張所、安房出張所、尾之間出張所へ届きますので、ご自宅に交付通知書(ハガキ)が届きましたら、必要書類をご持参のうえ、お住まいの地域を管轄する町民課、宮之浦出張所、安房出張所、尾之間出張所窓口へお越しください。マイナンバーカードの有効期限は、20歳以上の方は発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は発行日から5回目の誕生日までです。なお、マイナンバーカードの受け取りは本人受取が原則となっております。(15歳未満の方や、成年被後見人については、法定代理人に交付することとなっております。)

- ◆申請に必要なもの: 印鑑、写真(45mm×35mm)1枚
 - ◆手数料: 無料(平成31年4月現在)
 - ◆マイナンバーカード交付に必要なもの: 交付通知書、マイナンバー通知カード、印鑑、住民基本台帳カード(持っている方のみ)
 - ①官公署が発行する顔写真付きの本人確認書類1点(運転免許証・パスポート・在留カード等)
 - ②①の書類を持っていない方は、官公署が発行する顔写真のついていない本人確認書類の内2点(健康保険証・介護保険証・年金手帳等)
- ※コピー不可のため原本をご持参ください。
 ※法定代理人による代理受領の場合上記の書類以外に、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)が必要となります。
- ◆管轄 町民課(船行～小瀬田) 宮之浦出張所(永田～梶川) 安房出張所(松峯～平野) 尾之間出張所(高平～栗生)

電子証明書

希望者の申請により発行します。町民課または宮之浦出張所・安房出張所・尾之間出張所で申請してください。有効期限は発行日から5年です。

※マイナンバーカードは転出先で引き続きご利用可能ですが、電子証明書は失効されます。他市町村から転入され、電子証明書を希望の方は新たに電子証明書の申請の手続きが必要です。

◆申請に必要なもの：印鑑、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポートなど官公署の発行した写真付きの証明書など）、マイナンバーカード

◆手数料：200円

印鑑登録に関する届出・証明

印鑑登録証明書は、個人の印鑑が登録されたものであることを公に証明するものです。印鑑登録申請は、本人が行うことが原則です。屋久島町に住居登録をしている15歳以上の方は、1人につき1個、印鑑登録をすることができます。ただし、成年被後見人、自分の意思で申請できない人は登録できません。

※平成28年9月より印鑑登録の際、新規登録及び改印による再登録は200円、印鑑登録証紛失による再登録は500円の手料をいただくこととなりました。町民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

※改印であっても印鑑登録証を紛失している場合は紛失扱いとなり、500円手数料をいただくこととなりますのでご注意ください。

登録できる人	届出に必要なもの	注意していただくこと	届出先
◆満15歳以上の屋久島町に住居登録をしている方 ◆成年被後見人でない方	◆登録する印鑑 ◆印鑑登録申請書（用紙は窓口にあります） ◆顔写真のついた証明（運転免許証、パスポート、在留カード等）又は保証人（印鑑登録をしている方。）の印鑑登録証及び登録印	◆登録できる印鑑 登録できる印鑑は一人につき一つの印鑑となっています。同じ印鑑を同一世帯の方同士で共有することはできません。 ※印鑑の中には登録できないものがあります。下記「(注)」を参考にしてください。	町民課 ☎0997-43-5900 宮之浦出張所 地域住民課 尾之間出張所 地域住民課 安房出張所 地域住民課 栗生出張所 地域住民課 ☎0997-48-2231 口永良部出張所 ☎0997-49-2100
◆印鑑登録が完了した方には「印鑑登録証」をお渡しします。大切に保管してください。 ◆代理の方が登録する場合、それに伴う書類が必要となる他、印鑑登録までに日数がかかります。証明書の必要があるときは、早めに登録の申請をしてください。			

(注) 登録できない印鑑

- ◆住民基本台帳に記載されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部・絵を組み合わせたもの以外を表しているもの
- ◆ゴム印など変形しやすいもの
- ◆印影が不鮮明なものや文字の判読ができないもの
- ◆印鑑の大きさが、1辺8mmの正方形に収まってしまうもの、1辺の大きさが25mmの正方形に収まらないもの
- ◆そのほか、外枠がないなど登録する印鑑として不適切なもの

印鑑登録証明書の発行

印鑑登録証明書は、町民課及び各出張所で発行できます。

印鑑登録証をお持ちになり、申請書を間違いなく記入いただければ、代理人でも印鑑登録証明書の交付が受けられます。印鑑登録証がないと、本人でも証明書の交付が受けられませんのでご注意ください。

旅券（パスポート）

希望者の申請により県において作成され、町役場で交付します。町民課で申請してください。

◆申請できる旅券区分：

新規発給申請、切替申請、記載事項変更申請など

◆申請に必要なもの

①写真（上半身 縦45mm×横35mm 6ヶ月以内に撮影されたもの）1枚

②戸籍謄（抄）本（発行日から6ヶ月以内のもの、改製原戸籍は不可）

③本人確認のための書類

1つでよいもの…運転免許証、日本国旅券（失効後6ヶ月以内）、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真ありのもの）など

2つ必要なもの…保険証、年金手帳、印鑑登録証明書とその登録印鑑、年金証書、日本国旅券（失効後6ヶ月以上）など

◆受付時間：8:30～17:15

※15:00以降の申請は翌日扱いになります。

申請から受領までの所要日数は10日となりますが、土・日・祝日及び年末・年始休暇中は含みません。

旅券を受領する際は、申請時に手渡されている受領証を持参のうえ、必ず申請者本人がおいでください。

手数料一覧

申請の区分	収入印紙	鹿児島県収入証紙	合計額
新規発給申請（10年有効）	14,000円分	2,000円分	16,000円分
新規発給申請（5年有効）12歳以上	9,000円分	2,000円分	11,000円分
新規発給申請（5年有効）12歳未満	4,000円分	2,000円分	6,000円分
記載事項変更申請	4,000円分	2,000円分	6,000円分



離島割引カード

屋久島町に住所を有する方(住民)または、19歳未満で屋久島町に住所を有する方に扶養されている学生の方(準住民)に、申請により交付します。(担当:政策推進課、交付場所となる町民課、各出張所で申請してください。)

- ◆利用できる区間(船、飛行機):
屋久島～種子島間 屋久島～鹿児島間 宮之浦港～口永良部港※片道でも可
- ◆申請に必要なもの(住民):
写真(上半身 縦30mm×横25mm)1枚、住所を確認できるもの(運転免許証・保険証など)・印鑑
- ◆申請に必要なもの(準住民):
写真(上半身 縦30mm×横25mm)1枚、扶養している方の住所が確認できる証明書(保険証及び免許証等)、該当児童・生徒等を扶養していることが確認できる書類(健康保険証、確定申告書の写し等)学生であることの証明(学生証・在学証明書等)・印鑑

自動車臨時運行許可

自動車臨時ナンバーは町民課・宮之浦出張所・尾之間出張所で申請を受付けます。

- ◆手数料750円
- ◆有効期限は申請日を含めて最長5日間(最終日が土日祝日にあたる場合はその前の金曜日まで)
- ※臨時ナンバーの交付については利用条件(車検切れの車両の整備目的での移動等に限り)がありますので詳細については町民課へお問い合わせください。

自動車のナンバープレートの封印

封印は、町民課・宮之浦出張所・尾之間出張所で対応いたします。

- ◆手続きに必要なもの
 - ・陸運支局の発行する「登録事項等通知書」(離島指定封印と封印取付予定日が記されたもの)
 - ・自動車検査証
- ※手数料は無料です。

各種証明の発行

戸(除)籍謄本・抄本や住民票の写しが必要な方は、町民課又は各出張所に請求してください。

証明書の種類	手数料	必要なもの/注意点	お問い合わせ先
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	1件450円	◆印鑑(本人及び代理人) ※運転免許証等により本人確認をさせていただきます。 ※本人以外の方が請求(申請)される場合は、委任状が必要となる場合があります。	町民課 ☎0997-43-5900
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)			
戸籍の記載事項証明	1件350円		
除籍謄本・抄本	1件750円		
除籍の記載事項証明	1件450円		
改製原戸籍	1件750円		
住民票の記載事項証明及び戸籍の附票等に関する記載事項証明	1件200円		
身分証明書	1件200円		
住民票及び戸籍附票の写し	1件200円		
住民票及び戸籍附票の閲覧	1件200円		
印鑑登録証明書	1件200円	印鑑登録証	
電子証明書	1件200円	25ページを参照してください。	

(注) ◆ 第三者が請求する場合は、正当な請求理由(内容によっては請求理由が客観的に確認できる資料)が必要です。また、不正な目的に使用されるおそれがあるときなどは、発行をお断りする場合があります。

- ◆ 戸籍謄本・抄本等の請求は、原則戸籍等に記載されている方又は直系の親族の方に限られます。
- ◆ 身分証明書はご本人からの請求しか受け付けられません。代理の方に交付してもらいたい場合は必ず、委任状と代理の方の本人確認書類(運転免許証等)と印鑑が必要になります。



税金

町民課

町税の主なもの

(1)町民税

町民税には、個人町民税と法人町民税があります。

個人町民税は、毎年1月1日現在で屋久島町に住んでいる方に前年の所得に応じて課税され、納めていただくものです。

また、町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、町内に住所を有しない方に対しても均等割額のみ課税されます。

法人町民税は、法人である企業に課税されるものです。

個人町民税

税率		納期	備考
均等割	3,500円	第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで	税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出しますので、毎年3月15日までに住民税申告を行ってください。ただし、給与収入のみで事業所において年末調整を行った方や、所得税の確定申告を行った方は住民税申告の必要はありません。 また、国民健康保険税世帯については、所得に応じた軽減措置が適用されますが、未申告の場合は軽減措置の適用はありません。
所得割	100分の6		

※町民税の納税義務者は、県民税も課税されます。

・均等割 2,000円(森林環境税500円を含む)

・所得割 100分の4

※東日本大震災の復興財源となる臨時増税により、平成26年度から令和5年度までの10年間については、町民税及び県民税に500円が加算され、合計1,000円が増額されています。

法人町民税

税率		納期
均等割	法人税割	
標準税率(5万円～300万円) ※地方税法により資本金及び従業員の数により決められた法人等の区分に対する税率	100分の9.7 (2019年10月1日から100分の6.0)	◆確定申告納付 事業年度終了の日の翌日から起算して2か月以内 ◆中間申告納付 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から起算して2か月以内

町税等の納期一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	全期											
固定資産税		1期		2期				3期		4期		
町県民税			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期			

納付には口座振替が便利です。

『口座振替』をご利用いただくと、納付のために役場や金融機関に出向く手間がなくなり、納め忘れを防ぐこともできます。

町内の各金融機関窓口にて手続きをお願いします。

◆手続きに必要なもの

①預金通帳 ②印鑑(通帳印)



(2) 固定資産税

毎年1月1日現在で、町内に土地、家屋又は償却資産(事業用)を所有している方に課税されます。

税率	納期
100分の1.4 (標準税率)	第1期 5月1日から同月31日まで
	第2期 7月1日から同月31日まで
	第3期 11月1日から同月30日まで
	第4期 翌年1月1日から同月31日まで

(3) 軽自動車税

毎年4月1日現在で、屋久島町に主たる定置場所が登録されているバイクや軽自動車等を所有又は使用している方に課税されます。【納期限:原則4月末日まで】

原動機付自転車・二輪車などの税率について

車種区分	税率(年額)
原動機付自転車	50cc以下 2,000円
	50cc超90cc以下 2,000円
	90cc超125cc以下 2,400円
	ミニカー 3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円
	その他 5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)	3,600円
小型二輪(250cc超)	6,000円

三輪及び四輪以上の軽自動車

最初の新規検査を受けた年月によって、①旧税率、②新税率、③重課税率のいずれかの税率が適用されます。

車種区分		税率(年額)		
		①旧税率	②新税率	③重課税率
三輪(50cc超660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用 7,200円	10,800円	12,900円
		営業用 5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用 4,000円	5,000円	6,000円
		営業用 3,000円	3,800円	4,500円

①旧税率:平成27年3月31日までに初めて新規登録した車両で、新規登録から13年を経過するまで適用されます。

②新税率:平成27年4月1日以降に初めて新規登録した車両で、新規登録から13年を経過するまで適用されます。

③重課税率:毎年4月1日現在で最初の新規検査年月から13年を経過した車両に対して、環境配慮型税制により適用されます。

※電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料としている電力併用の軽自動車並びに非けん引車については、重課税率の対象外です。

(4) 入湯税

温泉など(鉱泉浴場)に入湯される方に課税されますが、納税は鉱泉浴場経営者となります。

入湯税は「目的税」として、環境衛生施設の整備や消防施設等の整備、観光の振興などの費用に充てられます。

◆税率 入湯客1人1日について150円

※年齢が12歳未満の者や一般公衆浴場等は、課税免除されます。

原動機付自転車(原付バイク)及び小型特殊自動車

(1) 新規登録・所有者変更・廃車手続・標識変更

125cc以下の原動機付自転車とミニカー・小型特殊自動車のナンバーの交付については、本庁町民課をはじめ各出張所の地域住民課で取扱います。

なお、125ccを超える二輪車、三輪車、軽自動車及び250ccを超える二輪の小型自動車の届出窓口は下記のとおりです。直接お問い合わせの上、手続きを行ってください。

車種	届出窓口
2輪の軽自動車 (125ccを超え、250cc以下のもの)	鹿児島県軽自動車協会 (☎099-261-4011)
3輪の軽自動車	軽自動車検査協会鹿児島事務所 (☎099-262-0606)
4輪の軽自動車	鹿児島県軽自動車協会 (☎099-261-4011)
2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	鹿児島運輸支局(ヘルプデスク) (☎050-5540-2089) 鹿児島県軽自動車協会 (☎099-261-4011)

(2) 標識(ナンバープレート)と交付証明書

旧町発行の標識を屋久島町発行の標識とみなして使用することができます。また、屋久島町の標識と随時交換ができます。標識の変更に伴う証明書の発行も併せていたします。

なお、合併後の新規登録から屋久島町の標識を交付します。

各種税証明書の交付

各種税証明書

種類	内容	手数料	お問い合わせ先
所得証明	前年1年間の所得額	1件200円	町民課 ☎0997-43-5900
所得課税証明	前年1年間の所得額と町県民税額	1件200円	
課税証明	町県民税年税額	1件200円	
納税証明	年税額と納税額(国保税も証明できます)	1件200円	
資産証明	所有する土地・家屋の地目又は面積	1件200円	
評価証明書	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と面積及び評価額	1件200円	
公課証明	所有する土地・家屋の地番、地目又は構造と面積及び課税標準額、税額	1件200円	
軽自動車税納税証明 (継続検査用)	軽自動車の車検を受けるための納税証明	無料	
租税特別措置法による証明	住宅用家屋の所有権保存登記、移転登記、住宅取得資金貸付等の抵当権の設定登記の登録免許税税率軽減のための住宅用家屋証明	1件200円	
課税台帳等の写し	固定資産名寄せ、償却資産種類別明細、町民税申告書の写し等	1件200円	
閲覧	固定資産名寄せ、償却資産種類別明細、町民税申告書の閲覧	1件200円	

※窓口にて交付申請書がありますので、印鑑と免許証・保険証などの本人確認書類をご持参の上、申請してください。
なお、本人以外の方が請求(申請)される場合は、委任状が必要となります。

各種台帳の閲覧及び地籍図の交付

(1) 各種台帳の閲覧

種別	閲覧できる場所
土地・家屋帳簿	町民課 ☎0997-43-5900
固定資産税の課税台帳兼名寄帳	
土地台帳、家屋台帳等	

(2) 地籍図の閲覧及び写しの交付

地籍図は、本庁町民課及び各出張所の地域住民課で写しの交付ができます。

(土地・家屋台帳の閲覧については、本庁のみでしか対応できませんのでご注意ください。)

種類	内容	手数料	お問い合わせ先
地籍図	1筆図形 (隣接土地・座標一覧を含む場合)	1枚 1,200円	町民課 ☎0997-43-5900
	図根点座標	1点 100円 (新座標)	
	(A3版)	500分の1	
		1,000分の1	
		2,000分の1	
	(A0版)	500分の1	
		1,000分の1	
		2,000分の1	

税の申告

収入の申告には、所得税の確定申告(国税)と住民税申告(地方税)の2種類があります。

確定申告は、1年間に生じた所得に対して所得税額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を清算するための手続きです。確定申告を行うと、町民税・県民税についても申告を行ったと見なされます。

これに対して、住民税申告は、所得税の確定申告の必要はないけれども、町民税・県民税の計算をするために申告していただく必要がある場合の申告をいいます。

(1) 所得税の確定申告が必要な方

- ◆ 事業所得など給与と所得以外の所得しかない方
- ◆ 給与と所得のある方で年末調整を行っていない方
- ◆ 給与と所得のある方で年末調整を行っているが、それ以外の給与や給与以外の所得が合計で20万円を超える方

(2) 住民税申告が必要な方

- ◆ 給与と所得のある方で年末調整を行っているが、そのほかに合計20万円以下の年末調整を受けていない給与や給与以外の所得がある方
- ◆ 給与と所得のある方で支払者からの給与の報告が役場に提出されなかった方
- ◆ 所得証明書の発行を受けたい方や国民健康保険税の軽減措置、国民年金の納付猶予などの手続きをなさる方で役場に収入の資料のない方

(3) その他

- ◆ (1)・(2)以外にも申告すべき場合がありますので、詳しくは本庁町民課にお問い合わせください。
- ◆ 通常の申告受付期間は2月から3月となります。申告受付についての日程や場所の詳細は、町報やくしま1月号に掲載します。
- ◆ 申告受付期間中に申告をできなかった方や、申告を済ませた方で修正が生じた方につきましては、町民課で申告を受け付けます。





国民年金

➡ 健康長寿課

国民年金

※加入等の手続きは、各出張所で行えます。
お問い合わせは、健康長寿課保険年金係をお願いします。

国民年金の種類

区分	加入者	手続き	保険料の納入方法
第1号被保険者	自営業、農林業者及びその配偶者、学生、アルバイト、無職の方など	加入者自身が役場で行います。	加入者自身が納めます。
第2号被保険者	会社員、公務員	勤務先の事業所が行います。	勤務先の厚生年金や共済組合などの年金制度から納められます。
第3号被保険者	会社員、公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者	扶養者の勤務先の事業所が行います。	扶養している人(第2号被保険者)の加入している年金制度から納められます。

主な届出

	このようなとき	必要なもの
国民年金に加入しなければならないとき (加入手続き)	20歳になったとき(厚生年金・共済組合等の加入者を除く)	国民年金資格取得届
	会社を辞めたとき	年金手帳、印鑑、退職日が確認できる書類
	会社員である配偶者の扶養(健康保健から)はずれたとき	
	任意加入するとき	年金手帳、印鑑
加入の必要がなくなるとき (脱退手続き)	会社に就職したとき	年金手帳、印鑑、新たに取得した健康保険証又は共済組合員証
	死亡したとき	年金手帳、印鑑、年金証書、預金通帳、戸籍謄本、住民票謄(抄)本など
その他	転入したとき	年金手帳、印鑑
	転出するとき	
	保険料を納められないとき (免除申請、学生納付特例申請)	年金手帳、印鑑、学生は学生証の写し又は在学証明書
	住所や氏名が変わったとき (合併による住所変更は手続き不要)	年金手帳、印鑑
	年金手帳をなくしたとき	印鑑
	生活保護の開始、廃止	年金手帳、印鑑
	国民年金を請求するとき	年金手帳、印鑑、配偶者の年金証書、通帳、戸籍謄本、住民票謄(抄)本、所得証明など
	年金受取金融機関を変えるとき	年金手帳、印鑑、通帳

被保険者の届出

現在の被保険者種別	届け出が必要なとき	変更後の被保険者種別	届出先	必要なもの
第1号被保険者	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤め先	年金手帳、印鑑
	会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤め先	年金手帳、印鑑
第2号被保険者	退職した	第1号被保険者	各支所住民課(出先)各出張所	年金手帳、印鑑、資格等喪失連絡票
	退職し、すぐ就職した	第2号被保険者	新しい勤め先	年金手帳、印鑑
	結婚し、会社員・公務員に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤め先	年金手帳、印鑑、退職日が確認できる書類
第3号被保険者	厚生年金・共済組合等の被扶養配偶者の資格喪失	第1号被保険者	各支所住民課(出先)各出張所	年金手帳、印鑑、資格等喪失連絡票
	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤め先	年金手帳、印鑑
			配偶者の勤め先	年金手帳、印鑑、新たに取得した健康保険証又は共済組合員証
	配偶者の加入する年金制度が変わった	第3号被保険者	配偶者の勤め先	年金手帳、印鑑

任意加入制度(以下の方は希望すれば加入できます。)

- ◆ 60歳以上65歳未満の方(年金額を満額に近づけたい方)
 - ◆ 70歳未満の方(昭和40年4月1日以前に生まれた方に限る。)で年金の受給に必要な納付期間等(25年)を満たすための方
 - ◆ 海外に在住している日本人(20歳以上65歳未満の方)
- ※ 海外に在住している方を除き、任意加入保険料の納付方法は原則、口座振替になります。



国民年金





国民健康保険・後期高齢者医療

➡ 健康長寿課 ※各種届出は、各出張所でも行えます。

宮之浦出張所・安房出張所・尾之間出張所・永田出張所・栗生出張所

国民健康保険の加入と届出

勤務先の医療保険(健康保険、共済組合など)に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険に加入することになります。

主な届出

国民健康保険に加入、もしくは脱退するときは、必ず14日以内に届出を行ってください。

区分	こんなとき	必要なもの
国民健康保険に加入しなければならないとき (加入手続き)	他の市町村から転入してきたとき	印鑑
	他の健康保険をやめたとき(被扶養者からははずれたとき)	印鑑、勤務先の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護の適用を受けなくなったとき	印鑑
加入の必要がなくなるとき (脱退手続き)	他の市町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	他の健康保険に加入したとき(被扶養者に認定されたとき)	印鑑、国保と他の健康保険の両方の保険証(勤務先の保険証が未交付のときは説明できるもの)
	死亡したとき	印鑑、保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証
	住所、氏名、世帯主などの記載内容が変わったとき	印鑑、保険証
その他	保険証を紛失したとき	印鑑、身分証明書
	修学で子どもが他の市町村に転出するとき	印鑑、保険証、在学証明書

各種制度

区分	こんなとき	金額等
出産育児一時金	◆被保険者が出産したとき	404,000円 または 420,000円(注)
葬祭費	◆被保険者が死亡したとき	20,000円
人間ドック補助	◆被保険者(被保険者期間が引続き1年以上あり年齢が満30歳以上75歳未満で、国保税の滞納がないこと、同年度に町の実施する特定健診を受けない方)が人間ドック・脳ドック・PETを受診したとき ※満40歳になる方を対象にした節目ドックあり ※人間ドック、節目ドックとも予算の範囲で一人につき当該年度1回を限度(事前申請が必要です)	20,000円(上限) (費用額が20,000円に満たない場合はその額) 節目ドック: 30,000円(上限) (費用額が30,000円に満たない場合はその額)
高額療養費	◆1か月の医療費を一定額以上支払ったとき	◆申請により基準額を超えた分が支給されます。
高額・介護合算療養費	◆1年間(毎年8月から翌年7月まで)の国保・介護の両保険に係る自己負担額が高額になったとき	◆申請により基準額を超えた分が支給されます。

※健康保険等が切り替わった被保険者は対象とされない場合があります。

(注)産科医療保障制度に加入している分娩機関で出産した場合は420,000円となります。

家族の健康ノート

今かかっている病気やこれまでにかかった病気、何のアレルギーを持っているかなど、普段から記録していればざという時にあわてません。『家族の健康ノート』はあなたや家族の病気についてお医者さんに伝えたい内容です。

名前 _____ 性別 男性 / 女性

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ

血液型 _____ 型 RH $\pm$

血圧 _____ / _____ mmHg

身長 _____ cm / 体重 _____ kg

持病 なし / あり()

アレルギー なし / あり()

喫煙 ☐ 吸わない ☐ 吸う(1日 _____ 本)

飲酒 ☐ 飲まない ☐ 飲む(1日 _____ ml)

かかりつけ医① _____ (_____ 科)

かかりつけ医② _____ (_____ 科)

名前 _____ 性別 男性 / 女性

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ

血液型 _____ 型 RH $\pm$

血圧 _____ / _____ mmHg

身長 _____ cm / 体重 _____ kg

持病 なし / あり()

アレルギー なし / あり()

喫煙 ☐ 吸わない ☐ 吸う(1日 _____ 本)

飲酒 ☐ 飲まない ☐ 飲む(1日 _____ ml)

かかりつけ医① _____ (_____ 科)

かかりつけ医② _____ (_____ 科)

国民健康保険税

内容	お問い合わせ先
●屋久島町国民健康保険税は、1世帯当たりにかかる平等割、被保険者1人当たりにかかる均等割、前年の所得に応じてかかる所得割の3つによって成り立っています。 ●納期 第1期 6月1日から同月末日まで 第2期 7月1日から同月末日まで 第3期 8月1日から同月末日まで 第4期 9月1日から同月末日まで 第5期 10月1日から同月末日まで 第6期 11月1日から同月末日まで 第7期 12月1日から同月25日まで 第8期 翌年1月1日から同月末日まで	町民課 ☎0997-43-5900

税率表

	医療分	後期高齢者 支援金分 0～74歳 まで	介護分 40歳～65歳未満 ※65歳の誕生日 の前月まで	
所得割	8.4%	3.1%	2.4%	※所得割は、所得から33万を引いた額に左記をかける
均等割	18,000円	7,000円	7,000円	※均等割は、被保険者1人当たりの金額
平等割	20,000円	8,000円	6,000円	※平等割は、1世帯当たりにかかる金額
課税 限度額	610,000円	190,000円	160,000円	※それぞれにかかる上限額

後期高齢者医療

従来の老人保健制度にかわる新しい高齢者の医療制度として、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されました。

後期高齢者医療制度は、鹿児島県の全市町村で組織する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」が運営しており、屋久島町では申請等の窓口、徴収等の業務を行います。

後期高齢者医療制度に加入する方

満75歳の誕生日から、すべての方(生活保護受給中等は対象外)が健康保険や共済組合等の保険制度から脱退し、後期高齢者医療制度に自動的に加入することになります。

また、満65歳以上で一定の障がいをお持ちの方は、申請により加入することができます。

被保険者証(保険証)

満75歳の誕生日までに、保険証が郵送されます(自動加入のため手続は不要)。

保険証は、加入された日から次の7月31日までが有効期限となります。

また、初年度以降は1年更新となり、保険証の更新を7月中に行います。

後期高齢者医療の保険料

後期高齢者医療の保険料は、個人ごとの負担となり、毎年7月に年度の保険料を計算して通知します。

支払う方法は原則として、2か月ごとに支払われる年金からの差引きとなります(特別徴収)。年金からの差引きができない方は、納付書により7月から12月までの7回で支払うことになります(普通徴収)。

なお、普通徴収の場合、金融機関等で申請することにより口座振替をご利用いただけます。

主な届出

区分	こんなとき	必要なもの
加入するとき (資格取得)	他の都道府県から転入するとき	印鑑、保険証、負担区分証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保険証、保護廃止決定通知書
	65歳以上で一定の障がいを持っている方が加入したいとき	印鑑、保険証、障害者手帳等(障害の状況が確認できる書類)
資格がなくなるとき (資格喪失)	他の都道府県に転出するとき	印鑑、保険証
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護決定通知書
	65歳以上で一定の障がいを持っている方が加入をやめたいとき	印鑑、保険証
	死亡したとき	印鑑、保険証
その他	保険証を紛失したとき	印鑑、(身分証明書)
	町内間で転居するとき	印鑑、保険証
	名前が変わったとき	印鑑、保険証

各種制度

区分	こんなとき	金額等
限度額適用・標準負担額減額認定	入院時の自己負担額及び食事代の減額を受けるとき(同一世帯の全員が住民税非課税である場合)	認定証の提示により、該当区分の自己負担限度額に減額されます。
葬祭費	被保険者が死亡し、葬儀を行ったとき	20,000円
人間ドック補助	- 被保険者が屋久島町に住所を有するもの - 後期高齢者医療保険料の滞納がないこと - 同年に町の実施する長寿健診を受けない方が、人間ドック・脳ドック・PETを受診したとき 2年に1回補助を受けることができます。(事前申請が必要です)	20,000円(上限) (費用額が20,000円に満たない場合はその額)
高額療養費	入院などのため、窓口で支払った自己負担額が高額になったとき(1か月の医療費が自己負担限度額を超えたとき)	申請により自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。
高額介護合算療養費	後期高齢者医療と介護保険を両方利用して、1年間に支払った自己負担額が高額になったとき	申請により自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

※高額療養費や高額介護合算療養費の該当となった場合は、被保険者宛に鹿児島県後期高齢者医療広域連合から通知がありますので、その後、健康長寿課または各出張所の窓口で申請してください。

その他の注意事項

保険証の再交付について

紛失したり破れたりして使えなくなったときは、再交付できますので、健康長寿課または各出張所の窓口で申請してください。

負担割合について

世帯の構成員が変わったり、修正申告などで所得の変更があったりしたときは、負担割合が変わることがあります。

保険証の返却について

資格がなくなった場合や新しい保険証が交付され、使えなくなった保険証は、健康長寿課または各出張所の窓口で返却してください。

また、年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した際には、それまで加入していた保険制度(健康保険や共済組合等)の保険証は、各保険者へ返却してください。





保健・健康

➡ 健康長寿課

各種検診

自分の体の健康チェックと健康管理のため、ぜひ受診しましょう。

集団検診

保健センターや公民館等で行います。

種別・対象者	内容	個人負担金	通知・案内
胃がん検診(40歳以上)	問診、胃部エックス線撮影(バリウム検査) ※80歳以上の方には、病院(主治医の管理下)での検診をお勧めしています。	1,400円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	希望者へ問診票と受診票を送付します。
大腸がん検診(40歳以上)	問診、便潜血検査(二日法)	500円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	
肺がん検診(40歳以上)	問診、胸部エックス線撮影、喀痰細胞診(ハイリスク者のみ)	400円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料 喀痰検診:900円	対象者全員に問診票を送付します。
乳がん検診(40歳以上の女性)	問診、マンモグラフィー 40~49歳はマンモ2方向 50歳以上はマンモ1方向	40~49歳:1,600円 50歳以上:1,000円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	
子宮がん検診(20歳以上の女性)	問診、視診、子宮頸部の細胞診	1,000円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	希望者全員に問診票を送付します。
腹部超音波検診(40歳以上)	問診、腹部(肝臓、脾臓、腎臓、脾臓、胆のう)の超音波画像診断	1,100円 生活保護世帯:無料 後期高齢者保険:無料	
骨粗しょう症検診(40歳以上)	問診、前腕のエックス線撮影	860円	
結核レントゲン検診(65歳以上)	胸部エックス線撮影	無料	対象者全員に問診票を送付します。
前立腺がん検診(50歳以上の男性)	血液検査でPSA値を調べます。	1,750円	検診当日申込み
肝炎ウイルス検診(40歳~74歳)	血液検査(B型+C型)	600円 生活保護世帯:無料 *年度末40・45・50・55・60・65歳はクーポン券により無料	
胸部ヘリカルCT検診(40歳以上)	問診、低線量CT検査	7,500円 (年度末60歳・65歳はクーポン券により4,000円)	希望者へ問診票と受診票を送付します。
特定健診(40歳~74歳の国保加入者)	問診、身体計測、腹囲測定、尿検査、血圧測定、血液検査、心電図、眼底検査、医師診察	国民健康保険:無料 個別:1,000円	40歳~74歳の国保加入者全員に送付します。
特定健診(生活保護世帯40歳以上)	上記、特定健診と同じ。		
長寿健診(後期高齢者医療保険の加入者)	上記、特定健診と同じ。 (ただし、腹囲測定と眼底検査はなし)	無料	希望者へ問診票と受診票を送付します。

*金額は変更になることがあります。

広 告

小瀬田みんなの診療所

院長 肥後 尚樹

診療科目 内科・脳神経外科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:30	●	●	●	●	●	●
13:30~17:30	●	●	●	休	●	休

※時間外・急患等のご連絡ください。

休診日 日曜/祝日

屋久島町小瀬田849-18

☎0997-43-5100



高齢者の予防接種

種別	対象	公費負担	備考
インフルエンザ	◆ 65歳以上 ◆ 60～64歳で厚生労働省が定めた障害がある方。	2,000円 (差額は、自己負担となります。)	医療機関での個別接種。 事前に個別通知します。
高齢者肺炎球菌	◆ 年度末年齢65・70・75・80・85・90・95・100歳の者 ◆ 60～64歳で厚生労働省が定めた障害がある方。	3,000円 (差額は、自己負担となります。)	医療機関での個別接種。 事前に個別通知します。

健康づくり

健康教育及び相談等 * 40歳以上が対象。

種別	内容	実施方法	お問い合わせ先
総合健康相談	①健康相談(血圧測定、体脂肪測定、身長・体重の計測) ②栄養相談及び指導	◆ 各種イベント等の機会を利用するほか、 個別相談にも応じています。	健康長寿課 ☎43-5900
集団健康教育	◆ 「病態別」「一般」「ロコモティブシンドローム」「歯周疾患」「薬剤」「COPD」等をテーマに実施		
重点健康相談	◆ 「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」「歯周疾患」「骨粗しょう症」「女性の健康」「病態別」「心の健康づくり」をテーマに実施します。		
訪問指導	◆ 生活習慣病の予防や健康管理に関する相談、指導を行います。	◆ ご家庭を訪問します。	

健康手帳の交付

各種検診の結果等を書き込んだり綴っていただくため健康管理に役立つ手帳です。
40歳以上の希望者に交付します。



保
健
・
健
康

広 告

いつでもどこでも誰でもが
最前の医療を
受けられる社会を目指して



医療法人徳洲会の理念 生命を安心して預けられる病院 健康と生活を守る病院



医療法人徳洲会
屋久島徳洲会病院

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 2467 番地
TEL 0997-42-2200(代) FAX 0997-42-2202

診療科目

内科・外科・産婦人科・形成外科
歯科・口腔外科・小児科・耳鼻咽喉科
整形外科・脳神経外科・眼科
泌尿器科・精神科・放射線科
循環器科・麻酔科(担当医:小西華子)





福祉

福祉支援課

高齢者福祉

(1) 高齢者バス利用特例制度

種別	対象	内容	お問い合わせ先
高齢者バス利用カード	◆70歳以上でバス利用が可能な方	◆自己負担額4,000円を負担し、屋久島交通バス生活圏域内路線が乗り放題となるカードを交付します。	福祉支援課 ☎0997-43-5900

※有効期間は、申請した日から翌6月30日までとなります。

(2) 敬老祝い金

長寿を祝福し、敬老の意を表するため敬老祝い金を支給します。

※該当年齢に達する年度の4月1日現在で屋久島町に1年以上住所を有している者

区分	支給額
満 80歳	年額 10,000円
満 85歳	年額 10,000円
満 90歳	年額 20,000円
満 95歳	年額 20,000円
満100歳	年額 100,000円
満101歳以上	年額 50,000円

(3) 高齢者の介護予防・生活支援サービス

項目	対象者	内容	お問い合わせ先
食の自立支援事業	□永良部島在住で概ね65歳以上の一人暮らし、虚弱、寝たきり等の高齢者、身障者で、食事の調理が困難な方	◆夕食の宅配、安否確認 ◆利用料:600円	福祉支援課 ☎0997-43-5900
訪問介護	◆おおむね65歳以上の在宅の高齢者で介護を必要とする方	◆栗生～平内間において介護が必要な方の支援を行います。	栗生診療所 ☎0997-48-2103

(4) 高齢者の家族介護支援

項目	対象者	内容(負担額・助成額)	お問い合わせ先
家族介護用品支給事業	◆要介護4及び5の要介護高齢者を在宅で介護している家庭で住民税が非課税である家庭	◆紙おむつ、尿取りパット等の介護を行うために日常的に必要な消耗品に対して助成を行う。 ◆限度額:1人当たり 年額50,000円	健康長寿課 ☎0997-43-5900

障がい者福祉

(1) 各種手帳

事業名	内容	届出・申込先
身体障害者手帳	身体に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度によって1～6級の区分があります。	福祉支援課 ☎0997-43-5900
療育手帳	知的障がい者(児)と判定された方に交付されるもので、障がいの程度によりA・Bの区分があります。	
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度により1級～3級の区分があります。	

※手帳の交付には申請が必要です。また、申請には写真や印鑑等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

広告

福祉用具レンタル・販売・住宅改修・介護保険のご相談なら

「**株式会社 カイクスウィング**」は自立を支援し、介護負担を軽減する
いろいろな福祉用具を取り揃えております。

介護用ベッド

介護用ベッドは寝るためのものではありません。
離床生活を向上させるのが介護用ベッドです。



車いす

さまざまなタイプの車いすを取り揃えております。
スタッフが「体に合った車いす選び」をサポートします。



お気軽にご相談ください

カイクスは カイクス

0120-015-019

鹿児島・加治屋町・川内・出水・国分・鹿屋・曾於・名瀬・徳之島
沖永良部・南さつま・屋久島・宮崎・延岡・都城・小林・日南・日向

株式会社 **カイクスウィング**
ホームページ <https://www.kakuix-wing.com>

屋久島オフィス

☎0997-46-4321

〒891-4311

熊毛郡屋久島町 安房 788-111

FAX 0997-46-4322

屋久島グリーンホテルとなり

(2) 手当

名称	対象者	支給額	お問い合わせ先
特別障害者手当	常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい者(20歳以上)	月額27,200円	福祉支援課 ☎0997-43-5900
障害児福祉手当	常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい児(20歳未満)に支給されます。	月額14,790円	
特別児童扶養手当	20歳未満の精神又は身体に障がいを有している児童を監護する父母又はその児童を養育している方	(1級)月額52,200円 (2級)月額34,770円	

※所得によって支給が制限される場合があります。また、支給額は平成31年4月現在の金額です。

(3) 各種助成制度

名称	内容	お問い合わせ先
障害福祉サービス	在宅で訪問を受けたりする「在宅サービス」、施設に通所し昼間の活動を支援する「日中活動サービス」、施設入所等の「居住支援サービス」を利用できる制度です。 居宅介護、生活介護、就労継続支援、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスなど	福祉支援課 ☎0997-43-5900
自立支援医療 精神通院医療	県が指定した医療機関に通院して精神医療を受ける場合に、その医療費を公費で負担する制度です。	
育成医療 (18歳未満の方)	身体に障がいのある児童や現存する疾患が、これを放置すれば将来障害を残すと認められる児童のうち、障がいの除去あるいは軽減のために県の指定する医療機関に入院若しくは通院した場合、その医療費の一部を公費で負担する制度です。	
更生医療 (18歳以上の方)	身体障害者手帳をお持ちの方で、その障がい部分の手術や治療を県が指定した医療機関において行う場合に、その医療費の一部を公費で負担する制度です。	
重度心身障害者(児)医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1を所持している方について、保険診療の自己負担額を助成します。	
補装具の交付・修理	身体障害者手帳をお持ちの方で、日常生活等を容易にするために補装具(義肢、杖、補聴器、車いす等)を購入又は修理する場合に、その費用を助成します。	
重度心身障害者(児)等の日常生活用具の給付(貸与)	在宅の重度の心身障がい者(児)及び精神障がい者に日常生活用具(特殊寝台、浴槽、便座、オムツ、嚥嚥袋等)をそれぞれの障害に応じて給付又は貸与します。	
軽度・中等度難聴児補聴器助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成する制度	
臓器機能障害者旅費助成	臓器の機能不全等により島外の医療機関において臓器移植術を受ける者及び臓器移植後の免疫抑制療法等の治療を受ける者に対し、旅費の一部を助成する制度	

※所得状況によって負担が発生したり、制度の対象外となる場合があります。

(4) 相談窓口等

障がいのある方が安心して生活が送れるように各種の相談に応じます。

区分	窓口	
身体障がい者(児)の方	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所) 民生委員	☎099-229-2324 各地区民生委員
知的障がい者(児)の方	児童総合相談センター・鹿児島知的障害者更生相談所	☎099-264-3003
精神障がい者の方	屋久島保健所 鹿児島県精神保健福祉センター	☎0997-46-2024 ☎099-255-0617
発達障がい者(児)の方	(者)鹿児島県発達障害者支援センター (児)鹿児島県こども総合療育センター	☎099-264-3720 ☎099-265-2400

障がい者110番

障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)並びにその家族の日常生活における不安や悩みに対応するために、県の委託を受けて「社会福祉法人：鹿児島県身体障害者福祉協会」が常設の相談窓口を設置しています。

相談窓口の設置時間	弁護士の面接相談	相談電話番号
①月曜日～金曜日 9:00～17:00 ②第1・第3日曜日 10:00～16:00 ※日曜開設日の翌日及び祝祭日は休業となります。	第3水曜日 14:00～16:00 ※予約が必要です。	☎099-228-6000 (FAX兼用)

(5) 障がい者のための税金・公共料金等の軽減措置

所得税・相続税・町県民税の障害者控除

対象税目	内容	お問い合わせ先
所得税・相続税 町県民税	◆ 障害の程度に応じて、「特別障害者控除」及び「一般障害者控除」などの軽減措置があります。	種子島税務署(☎0997-22-0440) 町民課(☎0997-43-5900)

自動車税等の軽減

区分	内容	お問い合わせ・申請先
普通自動車	◆ 身体や精神に障がいのある方が所有する車(年齢18歳未満の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者と生計を同一にする方が所有する車を含む。)については、軽自動車税・自動車税・自動車取得税が軽減されます。	熊毛支庁 総務企画部県税課 (☎0997-22-1131)
軽自動車	【車の利用目的】 ①身体障がい者本人が日常生活のために利用する場合 ②生計同一者や常時介護者が、障がい者の通院・通学・通所等のために利用する場合	町民課 (☎0997-43-5900)



NHK放送受信料の減免

対象	割引率
身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯	全額免除
知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯	半額免除
視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	
身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合	
重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合	

◆「放送受信料免除申請書」については、各出張所でも受け付めます。

交通機関の割引

区分	内容	割引率
旅客運賃割引制度	各交通機関の窓口到手帳を掲示することで、割引を受けられることがあります。詳細については、各交通機関窓口にてお問い合わせください。	
有料道路通行料金の割引(別途の登録により、ETCでも可能です。)	内容は福祉支援課へおたずねください。	50%

※切符購入等の際に身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。

なお、詳しくは各会社の窓口におたずねください。

携帯電話等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの交付を受けている方を対象に携帯電話の基本料金の割引サービスがあります。

詳細については、各電話会社の取扱店におたずねください。

地域福祉

口永良部急患発生時の渡船料補助

口永良部島において急患が発生し屋久島への移送が必要な場合に渡船料の一部を補助します。

対象	内容	お問い合わせ先
◆口永良部島に住所を有する者で、医師又は看護師がヘリコプター搬送するまでには至らないと判断した急病人	◆移送にかかる渡船料(往路分)について、5万円を上限として補助します。	健康長寿課 ☎0997-43-5900

口永良部妊婦分娩のための費用一部補助

対象	内容	お問い合わせ先
◆口永良部島に住所を有する方が口永良部島以外の地で出産したとき	◆1回の出産につき、上限5万円を補助します。	福祉支援課 ☎0997-43-5900

口永良部船便欠航宿泊補助

口永良部島の住民が屋久島において、天候不良で船便が欠航した場合に宿泊料の一部を補助します。

対象	内容	お問い合わせ先
◆口永良部島に住所を有する者で、県外・県内に通学する児童生徒。	◆宿泊料 1人あたり上限3,850円までを補助します。	福祉支援課 ☎0997-43-5900

生活保護

☎福祉支援課 ☎0997-43-5900

生活に困った方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、積極的に自立の支援を行うことを目的としています。

資産の活用、親族の援助など最大限の努力をしてもなお生活に困る場合はご相談ください。

現在の生活状況などをお聞きし、保護の可否を判断します。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が地域で健やかに安心して暮らしていくために医療・介護・福祉・保健など総合的な支援を行うために生活圏域ごとに設置し、保健師、主任ケアマネージャーなどの専門スタッフにより高齢者の日常生活に関する課題の把握や支援、様々な相談事を受け、必要なサービス等につなぐとともに、継続的な支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの介護や福祉など総合的に支援する相談窓口です。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

センター名	所在地・連絡先など	
北部地域包括支援センター	所在地	屋久島町宮之浦1593番地
	電話番号	0997-43-5900
	ファックス番号	0997-42-2732
	担当圏域	永田、吉田、一湊、志戸子、宮之浦、楠川、楠川、小瀬田、長峰、口永良部島
南部地域包括支援センター	所在地	屋久島町尾之間101番地
	電話番号	0997-43-5900
	担当圏域	永久保、船行、松峯、安房、春牧、平野、高平、麦生、原、尾之間、小島、平内、湯泊、中間、栗生



介護保険

➡ 健康長寿課

介護保険

介護保険は、急速な高齢化、寝たきりや認知症の高齢者の急増、家族の介護機能の変化などから難しくなってきた家族介護を社会全体で支え、支援していく制度です。

介護が必要になった方は、地域包括支援センターに相談し、その後健康長寿課で要介護(要支援)認定申請をしてください。「介護保険サービスを受けるための手続き」(40ページ)をご覧ください。

加入対象者

65歳以上の方(第1号被保険者)及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)です。

介護保険の加入の手続きについては、住民票の異動確定により自動的に更新されますので、原則として手続きの必要はありませんが、次のようなときは届け出が必要です。

※詳しくは、健康長寿課へお問い合わせください。

届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
要介護認定を受けているものが、町外から屋久島町に転入したとき	◆受給資格証明書(前の市区町村から転出時に発行されます。) ※前の市区町村で既に要介護認定を受けている人のみ必要です。
町外に転出するとき(※①住所地特例の場合を除く)	◆介護保険被保険者証(返却してください。) ※要介護認定を受けている場合は、受給資格証明書を発行します。 (受給資格証明書は、転出先の市区町村に提出してください。)
町内で転居したとき	◆介護保険被保険者証(住所の書き換えを行います。)
死亡したとき	◆介護保険被保険者証(返却してください。)
障害者施設等への入所・退所を行ったとき(※②)	◆介護保険被保険者証 ◆印鑑

※① 町外の住所地特例施設への入所者

町外の次の施設に入所するために住所が施設の所在地に変わったときや、既に入所していて住所が変わったとき、施設入所者は、引き続き屋久島町介護保険の被保険者となります。

1. 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)
2. 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅を除く)
3. 軽費老人ホーム
4. 適合高齢者専用賃貸住宅
5. 養護老人ホーム(老人福祉法の入所措置がとられている場合)

※住所地特例施設の所在地へ転出の際は、屋久島町健康長寿課介護保険係までご連絡ください。

※② 介護保険被保険者適用除外施設(障害者支援施設等)への入所者

障害者支援施設等へ入所又は入院している者の内、生活介護を受けている者は、介護保険サービスに相当する障害者施策などの適用を受けることから、介護保険の被保険者とならない場合があります。

その場合、当該施設に入所及び退所をする場合は届け出が必要です。

詳しくは、屋久島町健康長寿課介護保険係までお問い合わせください。

介護保険料の納め方

被保険者の区分	納付方法
第1号被保険者 (65歳以上の方)	◆年金の受給額などによって納め方が法律で決められています。保険料の納め方は「特別徴収」と「普通徴収」に大きく分かれており、本町からの介護保険料の通知に (特別徴収):老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円(月額15,000円)以上の方の場合は、偶数月に支払われる年金から保険料が天引きとなります。 (普通徴収):年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方、他の市町村から転入してきた方などは、納期ごとに納付書を持って指定金融機関などで納めていただくか、口座振替による納付となります。 納期は、4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期です。
第2号被保険者 (40～64歳の方)	◆加入する医療保険の種類によって異なります。(職場の健康保険などの加入者) 健康保険などの保険料に介護保険料を加えた合計額が、給与などから差し引かれます。 【国民健康保険の加入者】 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。



介護保険



利用できる介護サービス

種別	対象者	内容
居宅系サービス	事業対象者	【在宅サービス】 訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)
	要支援1・2の方 及び 要介護1～5の方	【在宅サービス】 訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション(デイケア)、通所介護(デイサービス)、居宅療養管理指導、短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)、短期入所療養介護(医療施設のショートステイ)、福祉用具の貸与(特殊寝台、車いす、歩行器など) 特定福祉用具購入費の補助(腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具など) ※同一年度内の福祉用具購入費(限度額10万円)のうち9割相当額 住宅改修費の補助(手すりの取り付け、床の段差解消、滑り防止など) ※同一住宅で対象となる改修工事費の9割相当額(限度額20万円) 【地域密着型サービス】 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・夜間対応型訪問介護 等
	施設系サービス	要介護1～5の方 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設 等

※サービスを利用した場合は原則として費用の1割から3割の自己負担が必要となります。また、施設に入所された場合は食事代や日常生活費等の自己負担も必要となります。

介護保険サービスを受けるための手続き

介護保険サービスを受けるには、「事業対象者」となるか「要介護(要支援)」の認定申請を行い、認定を受けなければなりません。

相談

相談窓口	地域包括支援センター、健康長寿課
相談方法	◆相談は、本人又は家族の方が行います。
※相談内容によっては、「基本チェックリスト」を行い、事業対象者としてサービスを受ける可能性もあります。	

申請

申請窓口	地域包括支援センター、健康長寿課
申請方法	◆申請は、本人又は家族の方が行います。ただし、指定居宅介護支援事業や介護保険施設が、ご本人に代わって手続きを行うことができます。
申請に必要なもの	1. 介護保険被保険者証(40歳以上65歳未満の方は医療保険証) 2. マイナンバーカード 3. 印鑑 4. 申請書に『主治医(かかりつけのお医者さん)』を記載していただきますので、病院の住所・主治医の氏名

訪問調査・医師の意見書

訪問調査	◆調査員が申請者の自宅などに訪問し、心身の状態について聞き、調査票を作成します。
医師の意見書	◆屋久島町から、主治医に意見書の作成を依頼します。

認定審査会(一次判定・二次判定)

一次判定	◆訪問調査及び医師の意見書の結果をコンピュータに入力して、介護の基準時間等を推計します。
二次判定 (介護認定審査会)	◆調査の結果及び医師の意見書をもとに、医師、看護師、保健師など医療・保健・福祉の専門家による認定審査会で介護の必要度を審査・判定します。

認定結果通知

結果通知	◆認定審査会が判定し、町が申請から30日以内に結果を通知します。	
認定結果	要支援 (1～2)	◆介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成して、居宅での介護予防サービスが利用できます。
	要介護 (1～5)	◆介護サービス計画(ケアプラン)を作成して、居宅での介護サービスが利用できます。また、施設入所が可能です。
	非該当	◆介護保険のサービスは利用できませんが、一般の保健福祉サービスを利用できる場合がありますので、地域包括支援センター又は役場健康長寿課へご相談ください。
不服申し立て	◆認定結果に不服のある方は、鹿児島県介護審査会へ不服申し立てができます。また、役場健康長寿課の介護保険相談窓口でもご相談を受け付けます。	

介護サービスの利用



衛生

➡ 生活環境課

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録について

- ◆ 生後91日以上の子犬は登録が必要です。登録は生涯1回のみで鑑札は即時交付されます。町内の動物病院または毎年町内各所で行われる狂犬病予防集合注射の会場でも登録の受付をしています。

登録手数料	3,000円	再交付(紛失)1,600円
-------	--------	---------------

登録の変更について

- ◆ 町内で飼い主の変更、飼い犬、住所などに変更があったときは役場まで、ご連絡ください。
- ◆ 町外へ転出するときは、屋久島町の鑑札を持って、新しく飼う場所の市区町村で手続きをしてください。

狂犬病予防注射について

- ◆ 狂犬病予防注射は毎年1回受けることが狂犬病予防法により義務づけられています。
- ◆ 町では毎年町内の公民館等で集合注射を実施しております。
- ◆ 登録済みの犬の飼い主へは、日程、会場等を文書で通知します。
- ◆ 会場では、新規の犬の登録はできませんが、町外からの転入手続きはできません。
- ◆ 犬の登録と狂犬病予防注射は、町内の動物病院でも随時実施しています。
- ◆ 集合注射以外、町内の動物病院で注射を受けてください。
- ◆ 注射を受けると、屋久島町の注射済票が交付されますが、町外の動物病院で注射を受けた場合は、証明書(注射済票)を受け取り、生活環境課生活衛生係で交付の手続きをしてください。

注射済票交付手数料	550円	再交付(紛失) 340円
予防接種料金	2,850円	



衛生

ペットとの思い出 ポケット アルバム

迷子になったときの備えや、思い出の記録に、
かわいいペットの記録をとっておきませんか？

才	か月	名前:
 ペットの手形をとろう！ 生まれた日、家に来た日 年 月 日 購入元・譲渡元: 予防注射した日: 畜犬登録番号(犬のみ): 号 思い出: 場所: できたこと:		

才	か月	名前:
 ペットの手形をとろう！ 生まれた日、家に来た日 年 月 日 購入元・譲渡元: 予防注射した日: 畜犬登録番号(犬のみ): 号 思い出: 場所: できたこと:		





生活環境

ごみ

➡ 生活環境課

ゴミの収集日

区分		北部地区	南部地区
		(長峰～永田)	(永久保～栗生)
燃えるごみ (燃えるごみ袋)	汚れのひどいプラスチック・ビニール類、貝殻、鶏の骨等、汚れのひどい紙類、金具が付いていない衣料品	毎週火・金曜日	毎週火・金曜日
資源ごみ (資源回収用袋)	紙類  (汚れていないもの)	毎週火曜日	毎週火曜日
	プラスチック・ビニール類  (汚れていないもの)	毎週火曜日	毎週火曜日
	ペットボトル(内容物・フタ・ラベルを除いたもの)	毎週木曜日	毎週木曜日
	空き缶、スプレー、カセットガスボンベ、アルミホイル等(内容物を除いたもの)必ず使い切って出してください	毎週木曜日	毎週木曜日
	ビン類(内容物・金属、プラスチックフタを取除いたもの)	毎週土曜日	毎週木曜日
	発泡スチロール・各種トレイ(汚れていないもの)	毎週土曜日	毎週水曜日
	小型粗大ごみ(上記以外の燃えないもの)	毎週水曜日	毎週水曜日
資源ごみ (生ごみ専用袋)	生ごみ(貝殻、鶏の骨等を除いたもの)	毎週月・水・金曜日	毎週月・水・金曜日
資源ごみ (ステッカー)	ダンボール、新聞紙、雑誌・チラシ等をひもで束ね約10kgに、1枚の収集ステッカーを貼ってください	毎週木曜日	毎週月曜日
大型粗大ごみ (ステッカー)	ふとん等、タンス、カーペット等約10kgに1枚を目安に貼ってください	第1・3土曜 拠点回収	第2・4土曜
廃食用油・廃蛍光管・廃乾電池・紙パック 		随時 拠点回収	随時 拠点回収

※詳しくは、各家庭にお配りしている「家庭ごみ収集日(北部地区・南部地区)」をご覧ください。

広 告

有限会社 屋久島衛生社

一般廃棄物収集・運搬
浄化槽保守点検・清掃
し尿 汲み取り

屋久島町船行 502-25
TEL 0997-46-2115
FAX 0997-46-4002

一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬
廃車引取・スクラップ買取

有限会社 上屋久清掃社

代表取締役 松崎雄次郎

屋久島町楠川197番地
TEL・FAX 0997-42-0204

指定ゴミ袋

区分	袋	手数料(1枚当たり)		
		大	中	小
燃えるごみ袋	緑色	35円	30円	25円
資源回収用袋	透明	35円	30円	25円
生ごみ専用袋	透明	—	25円	20円
ステッカー			30円	
生ごみ収集券(事業所用)			200円	

合併前の旧町のごみ袋も使用可能です。
合併後、平成27年6月30日までの指定ごみ袋については、以下のものを入れて出すことができます。
①緑色(燃えるごみ)袋には、紙類、プラスチック・ビニール類を除いた燃えるごみ
②黄色(資源ごみ)袋には、袋の記載にプラスして、紙類、プラスチック・ビニール類
③青色(空き缶等)袋には、袋の記載どおり空き缶等
④透明(小型粗大)袋には、袋の記載どおり小型粗大ごみ

ごみ処理施設に直接搬入(クリーンサポートセンター:TEL 0997-49-1918)

動物の死体(1体当たり)	500円	役場に連絡し、支払いを行ってからサポートセンターへ持ち込む。	※受付時間は、日曜日及び年末年始(12月31日～1月3日)を除く、午前8時30分から午後4時30分まで。 ただし、12月30日は午前8時30分から午後3時までです。
10kg当たり (10kg未満の時は、10kgとして計算)	30円	指定袋及び指定ステッカー使用の場合は無料です。	

生ごみ処理容器購入補助

口永良部島の生ごみについては、その処理を各家庭で行うようお願いしていることから、生ごみの減量化及び処理のため、口永良部島の方に限り「コンポスト容器」等の購入に対し、購入額の半額(上限有り)について補助を行います。

電気

➡ 宮之浦出張所:電気課

電気の新設、増設、改造、修理などは、必ず電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「電気工事業法」という。)に基づく登録をしている業者に依頼してください。電気に関するいろいろな相談にのっていただけます。

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
電気を使い始めるとき	◆電気課窓口で書類による届出が必要です。 ・使用場所 ・使用者名 ・使用開始の日 ・連絡先の電話番号 ・お支払いの方法	宮之浦出張所電気課
電気の使用をやめるとき	◆電気課窓口で書類による届出が必要です。 ・住所、氏名 ・お客様番号 ・引越月日(最後に電気を使用する日) ・引越先の住所、電話番号、連絡先等 ・精算方法	
電気の新設・改造を行うとき	◆電気の新設・改造等を行うときは、書類による届出が必要です。工事等については、電気工事業法に基づく登録をしている業者に依頼してください。	電気工事業法に基づく登録業者
宅地内の電気が故障したとき	◆電気メーターから宅地内の電気故障に係る修理は、電気工事業法に基づく登録業者に依頼してください。(修理代金は需用者負担となります。)	

※町(志戸子区から長峰区)以外の配電区域については下記までお問い合わせください。

- ◆永田区から一湊区までの地域および口永良部島
九州電力株式会社熊毛営業所 ☎0120-986-807
- ◆安房区内
安房電気事業組合 ☎0997-46-2053
- ◆安房区以外の旧屋久町
種子屋久農業協同組合 ☎0997-47-2629

広 告

トイレ

台所

お風呂

電気

エアコン

土木一式

浄化槽

ボイラー
エコキュート

屋久島町電気水道工事指定店

有限会社 ナガノ工業

管・電気・土木・建築・浄化槽・造園工事一式

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦378-3

TEL 0997-42-2165 FAX 0997-42-0625

E-mail naganokougyou@cream.plala.or.jp

県知事許可(般-22)第11273 代表取締役 小松 大介

電気・給排水衛生設備・浄化槽工事 一式

有限会社 大黒電気水道

代表取締役 眞邊 昭仁

〒891-4206 鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川330番地

TEL:0997-42-2922・FAX:0997-42-2923



生活環境



水道(簡易水道)

➡ 生活環境課

水道の新設、増設、改造、修理などは、必ず屋久島町指定給水装置工事業者に依頼してください。水道工事にあたってのいろいろな相談にのっていただけます。

こんなとき	手続きの内容	お問い合わせ・申込先
水道を使い始めるとき	◆生活環境課窓口で書類による届出が必要です。 ・使用場所 ・使用者名 ・使用開始の日 ・連絡先の電話番号 ・お支払いの方法	生活環境課 各出張所
水道の使用をやめるとき	◆生活環境課窓口で書類による届出が必要です。 ・住所、氏名 ・お客様(給水栓)番号 ・引越し月日(最後に水道を使用する日) ・引越し先の住所、電話番号、連絡先等 ・精算方法	
水道の新設・改造を行うとき	◆新築等の際に水道の新設・改造等を行うときは、書類による届出が必要です。工事等については、屋久島町指定給水装置工事業者に依頼してください。	屋久島町指定給水 装置工事業者
宅地内の水道管や蛇口が壊れた、蛇口の水が完全に止まらないとき	◆水道メーターから宅地内の漏水や蛇口などの修理は、屋久島町指定給水装置工事業者に依頼してください。(修理代金は需要家負担となります。)	

排水処理

➡ 生活環境課

合併処理浄化槽

新設、増設、改造、修理などは、必ず鹿児島県に登録されている浄化槽設置業者に依頼して行ってください。

農業集落排水処理施設(原集落に限る。)

新設、増設、改造、修理などは、必ず生活環境課へ届け出を行ってください。

町営住宅

➡ 建設課

町営住宅は、町が整備し管理運営する低所得者向けの住宅です。したがって、入居に際しては、入居基準(所得基準、世帯状況、町税等の滞納がないなど)に適合し、かつ、住宅に困っていることが明らかな方が対象となります。

また、町営住宅では、いろいろな義務が定められており、一般の民間賃貸住宅とは異なっている点がありますので、入居者一人ひとりのご理解とご協力が必要となります。

町営住宅への入居に関しては、建設課にお問い合わせください。



生活環境

広 告

建設業許可
鹿児島県知事(般)第6188号
屋久島町指定給水工事業者
屋久島町電気工事許可店



株式会社 イナモリ

代表取締役 稲森 健二

〒891-4207
鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田1351番地67
TEL 0997-43-5328
FAX 0997-43-5339



有限会社 エコシステム

代表取締役 相良 肇

営業品目 浄化槽保守点検・浄化槽清掃
土木工事

休日・夜間 緊急出動体制

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田773-48
TEL 0997-43-5538 FAX 0997-43-5211

し尿処理・浄化槽維持管理・浄化槽修理

有限会社 光清掃社

代表取締役 三角 政敏



屋久島町宮之浦2450-233 TEL.42-0365 FAX.42-0938

町営船「フェリー太陽」は、屋久島と口永良部島を結ぶ重要な生活航路です。

町営船に関しては、政策推進課にお問い合わせください。

フェリー太陽時刻表

	口永良部島		宮之浦		島間 (南種子町)
偶数日	9:50	←	8:10		
	10:30	→	12:10		
			13:00	→	14:05
			15:50	←	14:45
奇数日			9:00	→	10:05
			11:50	←	10:45
	14:40	←	13:00		
	15:10	→	16:50		

旅客運賃(2019年10月～)

等級・種別	宮之浦⇄ 口永良部島	宮之浦⇄ 島間(種子島)	口永良部島⇄ 島間
1等大人	4,280円	2,920円	7,160円
1等小人	2,140円	1,460円	3,580円
1等大人 身障・知的・精神障害者	2,140円	1,460円	3,580円
2等大人	2,140円	1,460円	3,580円
2等小人	1,070円	730円	1,790円
2等大人 身障・知的・精神障害者	1,070円	730円	1,790円
団体運賃	(種別料金×0.9(10円未満切上げ))×人数		
学生団体	(種別料金×0.7(10円未満切上げ))×人数		

- ・運賃は、消費税10%適用後の税込金額です。
- ・学生割引は、学校長などの発行する運賃割引証の提出が必要です。
- ・小人は小学校に就学している児童です。
- ・未就学児は大人1人につき1人無料です。
- ただし、1人を超える場合は1人につき1名の小人の料金を申し受けます。
- ・身体障害者手帳、療育手帳の1種の方は、本人と介護者が対象になります。2種の方は片道101km以上を旅行する場合に限り、本人のみ適用となります。
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級の方は、本人と介護者が対象になります。2級及び3級の方は片道101km以上を旅行する場合に限り、本人のみ適用となります。

手荷物運賃(2019年10月～)

	宮之浦⇄ 口永良部島	宮之浦⇄ 島間(種子島)	口永良部島⇄ 島間
受託手荷物	270円	270円	520円
自転車・軽車両	340円	340円	680円
原動機付自転車 (125CC未満)	670円	670円	1,360円
自動二輪 (750CC未満)	1,000円	1,000円	2,040円
自動二輪 (750CC以上)	1,330円	1,330円	2,720円

・運賃は、消費税10%適用後の税込金額です。

自動車運賃(2019年10月～)

事前の予約が必要になりますので、受付時間内に乗船する各代理店で予約を行ってください。

	宮之浦⇄ 口永良部島	宮之浦⇄ 島間(種子島)	口永良部島⇄ 島間
3m未満	5,330円	5,330円	10,660円
3m以上～4m未満	6,660円	6,660円	13,320円
4m以上～5m未満	7,980円	7,980円	15,980円
5m以上～6m未満	10,660円	10,660円	21,310円
6m以上～7m未満	13,310円	13,310円	26,620円
7m以上～8m未満	15,990円	15,990円	29,290円
8m以上～9m未満	18,660円	18,660円	32,380円
9m以上～10m未満	21,320円	21,320円	34,620円
10m以上～11m未満	23,940円	23,940円	39,850円
11m以上～12m未満	26,560円	26,560円	45,080円

・運賃は、消費税10%適用後の税込金額です。

- ◆ 宮之浦港
宮之浦代理店：屋久島海陸運輸株式会社
予約受付時間 7:00～16:00
予約、お問合せ：☎0997-42-0140
- ◆ 口永良部港
口永良部港代理店：有限会社久木山運送
予約受付時間 8:00～17:00
予約、お問合せ：☎0997-49-2570
- ◆ 島間港
島間港代理店：船川運送
予約受付時間 9:00～17:00
(ドック入り等の運休時を除く)
予約、お問合せ：☎090-4771-3417
☎0997-26-4911



生活環境



「指定金融機関」の設置は、町の公金の取扱いが迅速かつ的確に行われるように、公金の取扱事務を金融機関に委託するものです。

本町においても、住民サービス向上のため「種子屋久農業協同組合」を指定金融機関として指定し、町内の他の金融機関を収納代理金融機関として指定します。

なお、詳しくは本庁会計課にお問い合わせください。

納入

口座振替

町税や町営住宅使用料などの納入については、金融機関等にあるあなたの口座から自動振替の方法で納めることができます。

利用申込の手続き等

対象	町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料（第1号被保険者）、町営住宅使用料、保育所保育料、水道使用料、電気使用料、財産貸付料（土地・建物）、農業集落排水使用料	
取扱金融機関等	指定金融機関	種子屋久農業協同組合
	収納代理金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島県信用漁業協同組合連合会、日本郵政公社（郵便局）
お申込方法	◆あなたの預金口座のある金融機関の窓口に、「通帳」と「通帳にご使用の印鑑」、「納税通知書（納付書）」をお持ちの上、お申し込みください。 ◆口座振替の開始は、申し込んでいただいた月の翌月の納期からとなります。一度申込をされますと、翌年度以降も自動的に振替納付となります。	
備考	旧町において、すでに申込みをされている方は、再度申し込む必要はありません。	

現金納入

町の発行する納入通知書・納税通知書等に現金を添えて次の金融機関等の窓口で納入できます。

納入場所	種子屋久農業協同組合本所、農協各支所及び役場派出所（本庁）
	栗生出張所、口永良部出張所、永田出張所
	鹿児島銀行の本支店
	南日本銀行の本支店
	鹿児島県信用漁業協同組合連合会
	各郵便局
	各集落の徴収嘱託員

※役場派出所（本庁）での取扱時間は、8:30から15:00までとなります。

受領

口座振替

町からの公金は請求書を提出する際に指定された金融機関の預金口座に振り込まれます。

※口座振替にご理解を

指定金融機関制度の運用は、現金による取扱いを少なくすることも目的の一つです。町からの公金を受領される際は、できるだけ債権者（請求者）の預金口座への振り込みによる「口座振替」をご利用ください。





子育て支援

➡ 福祉支援課

母子保健サービス

(1) 妊娠したとき

種別	内容	通知・案内	場所
母子健康手帳の交付	◆妊娠中から小学校入学までの健康診査や予防接種の記録ができます。	妊娠届出により交付します。	宮之浦保健センター
妊婦健診費助成	◆妊婦健診が14回受けられる受診票(妊婦一般健康診査受診票)をお渡しします。 *契約医療機関以外での受診は、上限額を払い戻しする制度があります。	妊娠届出時に母子健康手帳と同時に交付します。	尾之間保健センター 福祉支援課 ☎43-5900
ぶれままカフェ	◆「妊娠中の過ごし方」「妊娠中の栄養」など助産師によるテーマに沿ったお話と、妊娠中のお悩みや子育て相談等に応じています。	母子手帳交付時に計画票をお渡しします。	宮之浦保健センター

(2) 赤ちゃんが生まれてから

種別	内容	通知・案内	場所
乳幼児健康診査	3～4か月児 ◆身体計測や発達チェック、医師の診察、食事や生活の相談をします。 7～8か月児 ◆身体計測や発達チェック、医師の診察、ブラッシング指導、食事や生活の相談をします。 1歳児(12～13か月児) ◆身体計測や発達チェック、医師及び歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、食事や生活の相談をします。 1歳6か月児(1歳6～9か月児) ◆身体計測や発達チェック、医師及び歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、食事や生活の相談をします。 3歳児(3歳5～8か月児) ◆身体計測や発達チェック、医師及び歯科医師の診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、食事や生活の相談をします。	個別に通知します。	宮之浦保健センター 尾之間保健センター
すこやか歯科健診(1歳児健診終了後～3歳児健診まで)	◆歯科健診及びフッ素塗布(希望者)、ブラッシング指導を行います。	1歳児健診時に年間計画表をお渡しします。	宮之浦保健センター 尾之間保健センター
すまいる歯科健診(個別歯科健診)	◆2歳、2歳半、3歳で歯科医院での個別健診ができます。	予診票を個別に通知します。	歯科医療機関
乳幼児精密健康診査	◆乳幼児健康診査で精密な診断が必要と認められる乳幼児に対して「乳幼児精密健康診査受診票」をお渡しします。	個別に通知します。	医療機関
育児支援教室	◆親子遊びをとおして、子どもの生きる力(自信・好奇心等)を伸ばすことができるよう支援します。	広報誌に掲載又は個別に通知します。	宮之浦保健センター 尾之間保健センター
乳幼児・妊産婦等訪問指導事業	◆乳幼児の発育発達の経過観察や育児不安・育児ストレスに対する相談の支援を行います。	個別に通知します。	ご家庭を訪問します。

子育て支援

広告

小脇歯科医院



診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	※
13:30～19:00	●	▲	●	▲	●	×

▲火・木は18:00まで 日・祝日は休診

安房739-15 ☎46-3744

渡辺歯科医院

歯科医師
渡辺 千栄人



診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:30～12:30	●	●	●	●	●	※
午後 15:00～18:00	●	●	●	●	●	/

※土曜日は9:00～12:00まで

休診日 日曜日・祝日

熊毛郡屋久島町安房304-36

☎0997-46-2515



種別	内容	通知・案内	場所
新生児聴覚検査	◆新生児聴覚検査が受けられる受診票をお渡しします。 * 契約医療機関以外での受診は、上限額を払い戻しする制度があります。	妊娠届出時に母子健康手帳と同時に交付します。	医療機関
子育て世代包括支援センター運営事業 (R元年10月から開始予定)	◆妊娠期から子育て期における相談、支援、情報提供を行い、切れ目のない支援を行います。	随時受け付けます。	福祉支援課
乳幼児・妊産婦等電話相談	◆妊産婦及び乳幼児の家族からの相談等に応じます。	随時受け付けます。	
心の健康相談	◆保健師・心理カウンセラーが育児不安や不眠など、心に関する相談に対応します。	電話で予約を受け付けています。	
未熟児養育医療の給付・未熟児訪問指導	◆出生時体重が2,000g以下、あるいは医師が入院療育を必要と認めた未熟児を対象に医療の給付を行います。また、退院した際には訪問指導を行います。 * 窓口で申請書・世帯調書を記入いただきます。	* 電話でお問い合わせください。 持参いただくもの 医師意見書 母子健康手帳 保険証 源泉徴収票 印鑑	
保健センター開放	◆宮之浦月4回、尾之間月4回程度。主に午前中、親子で自由に遊べる集団室を開放しています。 9:30~11:30	町報・ホームページでご確認ください。	宮之浦保健センター 尾之間保健センター

各種予防接種

乳幼児期の予防接種

【個別接種】…予診票を同封し個別に通知します。医療機関で行います。

種別	対象年齢	望ましい接種年齢	回数	備考
四種混合 ジフテリア 百日ぜき 破傷風 ポリオ	1期 初回	生後3~12か月	3回	
	追加	生後3~90月未満児 初回終了後12月~18月に達する期間	1回	
二種混合 ジフテリア 破傷風	2期	11歳以上13歳未満	1回	
MR 麻しん 風しん	1期	生後12~24か月未満児	1回	
	2期	小学校就学前1年間にある幼児	1回	
日本脳炎	1期 初回	生後6~90か月未満児	3~4歳に達するまで	1~4週の間隔をおいて2回
	追加	生後6~90か月未満児	4~5歳に達するまで	1期初回終了後、概ね1年後に1回
	2期	9歳以上13歳未満	9~10歳に達するまで	
ヒブ	生後2月以上60月に至るまで	生後2月~7月に至るまで 間隔 初回:27日(医師が認める場合は20日)~56日 追加:初回終了後7月~13月	初回3回 追加1回	開始が生後2月~7月に至るまでの場合
			初回2回 追加1回	開始が生後7月から12月に至るまでの場合
			1回	開始が生後12月から60月に至るまでの場合
小児肺炎球菌	生後2月以上60月に至るまで	初回:27日以上 追加:初回の3回目から60日以上	初回3回(生後12月までに完了) 追加1回	開始が生後2月から生後7月に至るまでの場合
		初回:27日以上 追加:生後12月以降に、初回の2回目から60日以上	初回2回(生後12月までに完了) 追加1回	開始が生後7月から12月に至るまでの場合
		60日以上	2回	開始が生後12月から24月に至るまでの場合
		—	1回	開始が生後24月から60月に至るまでの場合
子宮頸がん予防	小6~高1相当の女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日まで	3回	* ワクチンにより接種間隔が異なります。 * 現在、積極的勧奨をひかえています。

* 契約医療機関以外での接種は、事前の接種依頼申請等により接種費用の補助を受けることができます。

【集団接種】…宮之浦保健センター・尾之間保健センターで行います。

種別	対象年齢	望ましい接種年齢	回数	通知・案内
BCG(結核)	生後1歳に至るまで	生後5月に達した時から8月に達するまで	1回	7～8か月児健診と同時接種。個別に通知します。

任意の予防接種

種別	対象	公費負担	備考
インフルエンザ	生後6か月以上19歳未満(6か月以上13歳未満は2回接種。13歳以上19歳未満は1回接種)	1回1,000円 (差額は、自己負担となります。)	医療機関での個別接種。

子育て支援

種別	内容	通知・案内	お問い合わせ先
不妊治療旅費助成事業	鹿児島県から特定不妊治療の助成を受けた夫婦を対象に、通院や現地滞在に要する旅費の一部を助成します。	*電話でお問い合わせください。	福祉支援課 ☎0997-43-5900

各種制度	対象者	内容(負担額・助成額)	お問い合わせ先
すこやかベビー出産祝金	1年以上、町内に居住し出産された方(母) (※居住期間が1年未満の場合は、1年経過後に申請していただき支給します。)	第2子まで1人につき、50,000円 第3子以降1人につき、100,000円	福祉支援課 ☎0997-43-5900
児童手当	中学校終了前(15歳に達した日以後の最初の3月31日)までの間にある児童を養育している方 (※所得による制限があります。)	3歳未満 一律15,000円(月額) 3歳以上小学校終了前 10,000円(月額) 第3子以降 15,000円(月額) 中学生 一律10,000円(月額)	
児童扶養手当	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が婚姻を解消した児童等【父又は母(死亡・障害・生死不明・未婚)父又は母から1年以上遺棄されている・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた・父又は母が法令により1年以上拘禁されている】児童を監護している母又は父、又は児童を監護し生計を同じくする養育者の方(※所得による制限があります。)	(月額) 児童1人の場合 全部支給 42,910円 一部支給 42,900円～10,120円 2人目の場合 10,140円加算 3人目以降1人につき6,080円加算 ※平成31年4月改正	
乳幼児医療費助成事業	15歳に達した日以後の、最初の3月31日までの者の診療に対する医療費(※申請が必要です。)	保険診療にかかる自己負担額	
ひとり親家庭等医療費助成事業	18歳に達した日以後の最初の3月31日までにいる児童(障害がある場合は20歳未満)を扶養するひとり親家庭の親及び児童並びに父母のいない児童 (※所得による制限があります。)	保険診療にかかる自己負担額の全額を助成	
母子父子寡婦福祉資金貸付	配偶者のない方で、現に20歳未満の児童を扶養している方 父母のいない児童及び配偶者のない方が扶養している児童 寡婦及び40歳以上の配偶者のない母子 ※相談窓口 屋久島保健所(☎0997-46-2024)	事業開始、修学、生活など目的に応じて12種類に分かれており、資金ごとに、貸付限度額、貸付期間、償還期限、利率等が異なります。	



子どもが対象のサービスをまとめよう

お子さんが受けている公的支援やサービスを対象者ごとにまとめてみよう。

対象者	
手当	条件 金額等
給付	条件 金額等
支援	条件 サービス等
施設	住所 連絡先

対象者	
手当	条件 金額等
給付	条件 金額等
支援	条件 サービス等
施設	住所 連絡先



保育所(園)

①保育の必要性の認定

保育園、認定こども園、地域型保育の利用を希望する保護者は、その施設を利用するために町の認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日4時間を標準)	認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間 (1日最長11時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育短時間 (1日最長8時間)	保育所・認定こども園 小規模保育等

②「1. 保育の必要性の認定」のうち2号認定又は3号認定を受けるためには、次の9つの事由のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 月48時間以上の就労
- (2) 産前産後(出産予定日の6週間前から8週後の属する月末まで)
- (3) 疾病、負傷、精神障害または身体障害(病気や障害等で保育が困難であること)
- (4) 同居親族の介護、看護(常時介護、看護が必要であること)
- (5) 災害復旧
- (6) 求職中(入園後60日以内に就労できない場合は退園)
- (7) 就学・職業訓練
- (8) 児童虐待・DV
- (9) 育休期間中の特例利用(※在園中の子は、育児休業の対象の子が1歳になる日の属する年度末まで(1)～(8)の事由がなくても保育の必要性の認定をうけることができる)

認定こども園

施設名	所在地	電話番号
ゆかり幼稚園 どんぐりの森 保育園	屋久島町宮之浦 2472番地9	0997-42-0419
すみれ子ども園	屋久島町安房152番地1	0997-46-2526
あゆみの森 こども園	屋久島町尾之間332番地1	0997-47-2226

地域型保育(小規模保育)

施設名	所在地	電話番号
マンマハウス	屋久島町宮之浦2351番地 20	0997-42-2562

※申込期限がありますので早めにお問い合わせください。

認可保育所

施設名	所在地	電話番号
なかよし保育園	屋久島町宮之浦2485番地101	0997-42-0800
安房保育園	屋久島町安房2359番地14	0997-46-3139
白百合保育園	屋久島町栗生1284	0997-48-2050

～家庭的で愛情あふれる認定小規模保育所～

マンマハウス

TEL/FAX 0997-42-2562
<http://manma-house.net/>
 一時預かり可能

・産前産後ヘルパー事業
 RTA 指定スクール
 Hug Hug
 ・ベビースキンケア教室等

宮之浦 2351-20
<http://hug-mamy.rta-school.com>

学校法人ゆかり文化学園

認定こども園 **ゆかり幼稚園・
どんぐりの森保育園**

屋久島町宮之浦 2472-9 TEL42-0419 FAX42-1360

自然と触れあい、
伸び伸びと寄り、
心のやさしい
子どもを育てる。

認定こども園

すみれ子ども園

SUMIRE-KINDERGARTEN

〒891-4311
 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 152-1

TEL FAX **0997-46-2526**

保育料について

平成27年度から市町村民税所得割額で保育料を決定しています。

4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税により保育料が決まります。

住民税の関係により保育料の切り替えが9月になります。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たちの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

◆対象となる施設・事業

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)

※幼稚園については、月額上限2.57万円です。

◆無償化の期間

満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する子供たち

無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

◆無償化となる利用料

・幼稚園の預かり保育…幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額1.13万円

・認可外保育施設等…3歳から5歳までの子供たち
月額3.7万円まで
0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たち
月額4.2万円まで

※認可外保育施設等:認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

幼稚園等

➡ 教育振興課

幼稚園

幼稚園は、小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた「学校」です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的(学校教育法第77条)」としています。ただし、小中学校のような義務教育機関ではありません。

(1)入園の条件

満3才から小学校就学前までの幼児

(2)保育時間

月曜日から金曜日

9:00から(4時間が標準とされています。)

(3)申込み

幼稚園名	所在地	電話番号
八幡幼稚園	屋久島町平内444番地1	0997-47-2427

幼児学級

幼児学級は、永田、口永良部の公民館に設置され、実生活に必要な教養等を身につけさせることなどを目的としています。

(1)入園の条件

満3才から小学校就学前までの幼児

(2)保育時間

月曜日から金曜日

9:00から16:00まで

(3)申込み

保育園名	所在地	電話番号
永田幼児学級	屋久島町永田2973番地	0997-45-2877
口永良部幼児学級	屋久島町口永良部島1739番地2	0997-49-2255

広告

少人数 家庭的な 雰囲気

社会福祉法人

白百合保育園

屋久島町栗生1284番地
TEL.0997-48-2050



浄土真宗本願寺派(西本願寺)

大照寺

☎48-2477

社会福祉法人 明星会

安房保育園

Anbo Nursery School.




屋久の子どもと心を育む。

屋久島町安房2359-14
TEL 0997-46-3139
FAX 0997-46-3229

つながる保育

つながる未来へ

社会福祉法人 しやくなげ福祉会

なかよし保育園



屋久島町宮之浦 2485-101
☎0997-42-0800






教育

➡ 教育委員会教育振興課

小学校・中学校

屋久島町立小学校一覧

学校名	所在地	電話番号	通学区
永田小学校	屋久島町永田 2973番地	45-2271	永田
一湊小学校	屋久島町一湊 488番地1	44-2130	吉田、一湊、志戸子
宮浦小学校	屋久島町宮之浦 2437番地1	42-0017	宮之浦、楠川、梶川
小瀬田小学校	屋久島町小瀬田 1436番地88	43-5050	小瀬田、長峰
金岳小学校	屋久島町口永良 部島627番地	49-2141	口永良部島(本村、 湯向)
安房小学校	屋久島町安房 1264番地7	46-3162	永久保、船行、松峯、 安房、春牧、平野
神山小学校	屋久島町原 3番地1	47-2201	高平、麦生、原、尾之 間
八幡小学校	屋久島町平内 444番地1	47-2202	小島、平内、湯泊
栗生小学校	屋久島町栗生 2270番地1	48-2010	中間、栗生

屋久島町立中学校一覧

学校名	所在地	電話番号	通学区
中央中学校	屋久島町宮之浦 2437番地6	42-0049	永田、吉田、一湊、志 戸子、宮之浦、楠川、 梶川、小瀬田、長峰
金岳中学校	屋久島町口永良 部島626番地	49-2186	口永良部島(本村、 湯向)
安房中学校	屋久島町安房 2371番地67	46-3262	永久保、船行、松峯、 安房、春牧、平野
岳南中学校	屋久島町小島 63番地23	47-2200	高平、麦生、原、尾之 間、小島、平内、湯 泊、中間、栗生

遠距離通学補助等

小中学生

スクールバスが運行している学校及び地区

学校名	対象地区等
一湊小学校	一湊※、志戸子、吉田
宮浦小学校	宮之浦※、楠川、梶川
小瀬田小学校	長峰
岳南中学校	高平、麦生、原、栗生、中間、湯泊、平内※
中央中学校	永田、吉田、一湊、志戸子、宮之浦※、長峰、小瀬田、楠川、梶川

※がついている地区は一部対象となる地区です。

定期券補助

スクールバスが運行していない地区では、通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上ある児童生徒については、通学バス用の定期券を交付します。

高校生

学校名	対象地区等	分担金
屋久島高等学校	永田～志戸子地区・ 楠川～栗生地区	各地区で異なりますので 教育委員会教育振興課へ お問い合わせください。

奨学金制度

高校以上の教育を受けようとする方で、学業及び人物が優良で学資の貸与が必要なときは、屋久島町育英奨学金制度を活用することができます。(その他各団体の育英奨学資金制度もあり活用することができます。)

屋久島町育英奨学資金制度について

貸与資格

屋久島町内に3年以上在住している者の子弟で、かつ学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難であるもの。

奨学生の種類・貸与月額

	種類	貸与月額
1	屋久島高等学校へ在学している者、又はしようとする者	10,000円
2	屋久島高等学校以外の高等学校及び高等専門学校に在学している者、又はしようとする者	20,000円
3	大学並びにこれに準ずる学校等に在学している者、又はしようとする者	30,000円



教育

貸与期間及び返還

(1)貸与期間

貸与を決定した月から貸与を受けている者が在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。

(2)返還

卒業の日から起算して6ヶ月を経過した日の属する月の翌月から次表に掲げる期間内にその金額を月賦、半年賦、年賦で返還するものとする。

区分	期間
高等学校在学中に貸与を受けた者	6年
高等専門学校在学中に貸与を受けた者	8年
大学在学中に貸与を受けた者	8年
高等学校、又は専門学校及び大学の在学期間を通じて貸与を受けた者	10年

申請手続き

町が定める期間に必要な書類を添えて、役場または在学する学校長(町内中学校及び屋久島高等学校に限る。)へ提出してください。

詳しくは、教育委員会教育振興課にお問い合わせください。

社会教育・社会体育事業

➡ 教育振興課

各種大会等

区分	開催予定月日	会場
生涯学習大会	2月	◆開催場所は、内容に応じて検討し、屋久島町総合センター(安房)又は屋久島離島開発総合センター(宮之浦)で実施する。
成人式	1月3日	◆開催場所は、参加予定者及び内容に応じて検討し、収容可能な町内施設で実施する。
町民体育祭	10月	◆開催については、運営委員会及び実行委員会において決定する。
駅伝大会	11月	◆開催については、運営委員会及び実行委員会において決定する。

図書室

名称	屋久島町教育委員会図書室(宮之浦)	屋久島町教育委員会図書室(尾之間)
所在地	屋久島町宮之浦1593番地	屋久島町尾之間80番地
開室時間	10:00から18:00まで	10:00から18:00まで
休室日	毎週月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)月末の平日最終日(蔵書点検日)	
巡回図書車	火曜日～金曜日(各地区を週1回巡回) □永良部島については、年1～2回	

初めて利用する方

図書カードを作成していただきます。

「図書カード申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。(身分証明書を用意してください。)

借りるとき

借りたい本を「図書カード」と一緒にカウンターに出してください。

種類	貸出冊数	貸出期間
本	5冊	14日以内

※町の図書室に借りたい本がない場合は、県立図書館から借用し希望者へ貸出できる場合があります。希望される方は、図書室職員へお申し出ください。

返すとき

本は借りた図書室に返却してください。図書カードは必要ありません。

※詳しくは、教育委員会教育振興課にお問い合わせください。

体育施設等

各種体育施設等の利用は、教育委員会教育振興課に申請を行ってください。最寄りの各出張所でも申請書類を提出できます。

※詳しくは、教育委員会教育振興課(☎0997-43-5900)にお問い合わせください。

※体育施設等については、60ページをご覧ください。





産業振興

観光関係

➡ 観光まちづくり課

観光協会

屋久島観光協会は、屋久島・口永良部島の観光事業の発展、推進のために一体的な取り組みを行っています。

安房観光案内所・事務局 ☎0997-46-2333

宮之浦観光案内所 ☎0997-42-1019

空港前観光案内所 ☎0997-49-4010

農業委員会

➡ 農業委員会

◆ 農地を売買、貸借若しくは農地以外に転用する場合は、農地法による許可が必要です。申請から許可までに時間がかかりますので早めに相談してください。

※ 農地の転用等については、農業委員会にお問い合わせください。

産業振興課について

➡ 産業振興課

屋久島町の産業振興については、産業振興課までお問い合わせください。

係名	目的及び概要等
農政係	◆ 農業振興に関すること ◆ 農業振興地域整備計画に関すること ◆ 人・農地プランに関すること
農政係(畜産担当)	◆ 畜産振興に関すること ◆ 養蜂に関すること
技術支援係	◆ 農業の技術支援に関すること ◆ 農家の経営指導に関すること ◆ 営農相談(新規就農者等)に関すること
技術支援係(畜産担当)	◆ 畜産の技術支援に関すること ◆ 町営牧場の管理運営に関すること
産業振興係	◆ 林業振興に関すること ◆ 水産振興に関すること ◆ 商工業振興に関すること ◆ 有害鳥獣に関すること ◆ 雇用・労働に関すること

認定農業者支援補助

認定農業者、認定新規就農者の経営改善を支援するため、経営改善計画に沿った事業に要する費用の一部を補助。

特産品等研究開発補助

特産品等の研究開発を促進させることにより、農林水産資源の利活用向上による第一次産業の発展及び更なる地域活性化を図ることを目的に、町外で開催される各種の食品加工等に係る研修会や講習会の受講を希望する者に対し、要した費用の一部を補助。

農林漁業後継者修学研修資金貸付制度

将来、農林漁業後継者として、修学、研修しようとする者に修学研修費を貸付。

農林漁業後継者育成資金貸付制度

農林漁業後継者を育成するため、住宅資金、結婚資金、機械器具等取得資金等を貸付。

町有肉用牛貸付制度

町営牧場の育成肉用雌牛を計画的に農業者に貸付。

林業担い手確保・育成補助

林業の担い手確保及び育成のため、島外で行われる林業に関する各種研修及び資格取得等に要した費用の一部を補助。

商工業安定資金貸付制度

商工業の安定化と振興に寄与することを目的に、商工業者に資金を貸付。

特産品等販路拡大補助

特産品等の販路拡大を目的に、島外での商品の販売・PRまたは商談を実施するための旅費の一部を補助。



産業振興

雇用保険失業認定と求職申込(取次)

屋久島町を管轄している職業安定所はハローワークくまげ(所在地:西之表市)になります。島内にはありませんので、ハローワークから許可を得て、雇用保険失業認定につきましては、産業振興課で行っています。

求人情報誌のご案内と求職申込の取次業務は、産業振興課及び各出張所で行っています。

また、受給資格決定についても、平成27年10月1日より安房出張所にて受付ができるようになり、テレビ会議システムを活用し、資格決定ができるようになりましたので、ハローワークくまげ(西之表市)へ出向く必要がなくなりました。

雇用保険資格決定について

退職後、ハローワークくまげへご連絡してください。
(☎0997-22-1318)

ハローワークより、受給手続きに必要な書類のご案内がありますので、つぎのものをご持参のうえ屋久島町役場(安房出張所内ハローワーク委託職員)にて手続きをお願いします。

- ・離職票1、2
- ・名前、生年月日、住所が確認できるもの
(免許証1点または住民票、国民健康保険証、マイナンバーカードなどの2点)
- ・印鑑(シャチハタ以外)
- ・写真(たて3cm、横2.5cm)2枚
- ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
- ・ご自分名義の通帳
- ・再就アンケート
- ・求職票
- ・延長している方は、延長通知書、母子手帳、病状証明書

受付日より、資格決定日、時間をご案内いたします。テレビ会議システムにより、ハローワーク熊毛の職員と一人ずつ面談します。資格決定されましたら、次の失業認定への案内があります。

雇用保険失業認定の取次

退職後、ハローワークくまげで雇用保険の失業手当等の受給資格決定をされた後の失業認定の取次業務を下の表の区分で行います。(基本手当、特例一時金、高年齢求職者給付金の受給資格決定後の認定。)

※指定された日時にお越しください。

住所	認定担当支所	認定会場
長峰～永田	産業振興課	本庁
栗生～永久保	産業振興課	本庁
□永良部島	□永良部島出張所	□永良部島出張所

求職申込の取次

ハローワークに登録されていない方(ハローワークカードや雇用保険被保険者証、受給資格者証のいずれかを所持していない方)で求人情報誌に掲載されている事業所の紹介状をご希望の場合は求職申込が必要になります。

◆求職申込方法:宮之浦出張所、尾之間出張所、安房出張所の地域住民課で求職申込書を記入し提出していただきます。紹介状ご希望の方は提出時に事業所名等を教えてください。

※特に紹介状が必要でない場合でも、求職申込しハローワークから求人情報の提供を受けられます。





防災

➡ 本庁：総務課

防災

防災対策

本町は台風の常襲地帯であり、雨も多い地域です。

地震や台風などによる災害が予想されるときや発生したときは、役場内に「災害対策本部」を設置し、被害を最小限度にとどめるための情報収集、被害調査、災害復旧などに当たります。

しかしながら、災害の規模によっては個々の要望に対応することが難しくなりますので、地域で協力し合い、防災活動や救助活動を行うようお願いします。

また、災害はいつ起こるかわかりません。非常時に備え、普段から防災用品の準備・点検を行い、災害が起きたときの対応などについて各家庭で確認するなどの心構えが必要です。

災害時の情報

災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、的確な情報を速やかに町民の皆さんに伝達する緊急の通信手段として、町内に防災行政無線を整備しています。

また状況に応じて、町ホームページや緊急速報メール、メディア(テレビ・ラジオ等)を通じた情報発信をあわせて実施します。

災害時は、緊急情報をよく聞き、正確な情報を把握して落ち着いた行動をとるようにしてください。

「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」の違いについて

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難に関する情報として町は「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」を発令します。これらの情報が発令された場合は、避難行動をとる必要がありますので、それぞれの意味を正しく理解しておくことが大切です。

避難準備・高齢者等避難開始

◆発令時の状況

高齢者、障害者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方が避難を始めなければならない段階であり、被害の発生する可能性が高まった状況。

◆町民に求める行動

高齢者、障害者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方は、避難を始めてください。また、周りの方は支援を始めてください。通常の避難ができる方は、気象情報等に注意し、家族との連絡や非常持出品の用意など、避難準備を始めてください。

避難勧告

◆発令時の状況

通常の避難ができる方が避難を始めなければならない段階であり、被害の発生する可能性が高まった状況。

◆町民に求める行動

通常の避難ができる方は、決められている避難所などへ避難を始めてください。

避難指示(緊急)

◆発令時の状況

災害が発生しそうな兆候や切迫した状況から、被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。地域の特性などから被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。または、被害が発生し始めた状況。

◆町民に求める行動

避難中の方は、すぐに避難を完了してください。台風接近時や水害時など、外出することでかえって危険が及ぶような状況では、室内のより安全な場所に避難してください。

災害に備えて日頃から準備をしておきましょう

- ◆テレビやラジオ・インターネットなどで気象情報を確認しましょう
- ◆非常持出品を準備しましょう
- ◆お年寄り等への心配りを忘れずに
- ◆危険を感じたらすぐ避難しましょう
- ◆停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの用意
- ◆3日間程度の飲料水や食糧の確保
- ◆避難場所、経路を再確認しましょう

広 告

プロパンガス/ガス器具一式/石油給湯器
ガス・給排水設備工事/浄化槽工事一式

屋久島ガス株式会社

屋久島町安房2379-55

TEL 46-2811 FAX 46-3604
(夜間連絡) 46-2811



防災

非常持出品リスト(概ね3日分を目安として準備しましょう。)

☐ 非常食(火を使わないもの)	☐ ティッシュペーパー
☐ 飲料水	☐ タオル
☐ 携帯ラジオ(予備電池)	☐ ビニール袋
☐ 懐中電灯(予備電池)	☐ 衣類・下着類(冬は防寒着)
☐ ろうそく	☐ 手袋・靴下
☐ ヘルメット・防災ずきん	☐ 救急薬品(消毒液や包帯等)
☐ ライター・マッチ	☐ 常備薬(処方箋の控えがあれば準備しましょう)
☐ ナイフ	☐ 衛生品(石けん、ドライシャンプーなど)
☐ 缶切・栓抜	☐ 貴重品
☐ 紙皿・紙コップ(スプーン・箸)	☐ 身分を証明するもの
☐ その他	

※あまり欲張りすぎないことが大切です。重さは持つ人の体重の5分の1が目安です。

指定避難所一覧

地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数(人)
□永良部島	□永良部島へき地保健福祉館	□永良部島656-1	187㎡鉄筋	49-2255	94
	役場□永良部島出張所	□永良部島372	240㎡鉄筋	49-2100	120
	□永良部島湯向公民館	□永良部島1739-8	105㎡鉄筋	—	53
	金岳小学校	□永良部島627	1,252㎡鉄筋	49-2141	626
	番屋ヶ峰避難所	□永良部島207-4	336㎡鉄筋	—	168
永 田	(旧)永田中学校	永田2996-1	1,356㎡鉄筋	45-2272	678
	永田小学校	永田2947	934㎡鉄筋	45-2271	467
吉 田	吉田コミュニティーセンターふれあい館	吉田292-2	500㎡鉄筋	44-2633	250
	吉田生活館	吉田74	243㎡鉄筋	44-2834	122
一 湊	一湊公民館	一湊348-1	405㎡鉄筋	44-2034	203
	一湊小学校	一湊488-1	2,108㎡鉄筋	44-2130	1,054
	一湊白川地区避難所	一湊2418-78	98㎡鉄筋	44-2124	49
志戸子	志戸子公民館	志戸子72-1	338㎡鉄筋	42-0024	169
	宮之浦公民館	宮之浦177-4	500㎡鉄筋	42-0071	250
宮之浦	宮之浦児童館	宮之浦1260-22	240㎡鉄筋	—	120
	宮浦小学校	宮之浦2437-1	3,289㎡鉄筋	42-0017	1,645
	宮之浦体育館	宮之浦2482-5	1,342㎡鉄筋	42-2089	671
	楠川公民館	楠川191	338㎡鉄筋	42-1357	169
楠 川	楠川生活館	楠川1480-1	175㎡鉄筋	43-5210	88
小瀬田	小瀬田公民館	小瀬田13-11	400㎡鉄筋	43-5247	200
	小瀬田小学校	小瀬田1436-88	1,906㎡鉄筋	43-5050	953
長 峰	長峰生活館	小瀬田776-7	196㎡鉄筋	43-5165	98
栗 生	栗生小学校	栗生2270-1	1,768㎡鉄筋	48-2010	884
	栗生生活館	栗生1735	300㎡鉄筋	48-2807	150
中 間	中間公民館	中間703	172㎡鉄筋	—	86
湯 泊	湯泊生活館	湯泊8	199㎡鉄筋	48-2806	100
平 内	平内生活館	平内460-20	280㎡鉄筋	47-2953	140
	八幡小学校	平内444-1	2,182㎡鉄筋	47-2202	1,091
小 島	小島観光農林漁業経営管理施設	小島17-11	194㎡鉄筋	47-2951	97
	岳南中学校	小島63-23	3,137㎡鉄筋	47-2200	1,569
尾之間	尾之間自然休養村管理センター	尾之間284	429㎡鉄筋	47-2134	215
原	原公民館	原367-1	199㎡鉄筋	47-3836	100
	神山小学校	原3-1	2,235㎡鉄筋	47-2201	1,118
麦 生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719-1	254㎡鉄筋	47-2903	127
高 平	高平公民館	麦生318-134	162㎡鉄筋	—	81
平 野	平野公民館	安房2617-205	202㎡鉄筋	46-3850	101
春 牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384-5	308㎡鉄筋	46-2938	154
	安房中学校	安房2371-67	2,873㎡鉄筋	46-3262	1,437
安 房	総合センター	安房187-1	1,602㎡鉄筋	—	801
	安房体育館	安房304-1	2,156㎡鉄筋	—	1,078
	安房小学校	安房1264-7	3,492㎡鉄筋	46-3162	1,746
	安房地区公民館	安房152-2	733㎡鉄筋	46-2513	367
松 峯	松峯生活館	安房1430-20	250㎡鉄筋	46-3854	125
船 行	船行公民館	船行9-2	174㎡鉄筋	—	87
永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66



防災





議会・選挙

議会

➡ 議会事務局

屋久島町議会は、住民を代表する機関として、住民自治の理念に基づき、長（執行機関）と対等な立場で施策の審議、決定を行う機関です。

定例会と臨時会

町議会には、年4回定期的に開催される「定例会」（3月・6月・9月・12月）と、必要に応じて開催される「臨時会」があります。

本会議

定例会及び臨時会において、本会議場で審議する会議をいいます。

本会議では、提出された議案の審議や町政の行財政運営などをただす一般質問をはじめ、住民の意思が反映されるよう重要な案件について決定が行われます。

委員会

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

委員会は、本会議での審議を更に詳しく調査、審議を行うために開かれます。

請願と陳情

請願は、町政等に関する町民の皆さんの要望について、議員の紹介を経て議会に提出をするもので、その内容を審議し、採択されればその実現を町長等に要請します。

これに対し、陳情は議員の紹介は必要ありませんが、取扱いにおいて若干の差異があります。

本会議・委員会の傍聴

本会議は、マナーを守っていただければどなたでも傍聴できます。議場入り口で受付票に氏名等を記入して傍聴してください。

委員会の傍聴は、委員長長の許可が必要です。希望される方は事前に議会事務局までお問い合わせください。

選挙

➡ 本庁舎：選挙管理委員会

選挙管理委員会は国政選挙をはじめ、すべての選挙について投開票事務を行い、公明かつ適正に選挙が執行できるよう管理を行う機関です。

また、委員は町議会の議員の選挙で選ばれ、委員数は4名、任期は4年です。

定例会・臨時会

毎月1回開催する定例会と選挙時などに開催する臨時会は、選挙人名簿の登録及び登録の抹消や選挙に伴う各種告示などの内容を決定するものです。

選挙の種類

～国政選挙～

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ○衆議院議員総選挙
任期4年（解散あり） | 小選挙区選挙
比例代表選挙 |
| ○参議院議員通常選挙
任期6年
（3年毎に半数改選） | 選挙区選挙
比例代表選挙 |

～地方選挙～

- 鹿児島県知事・県議会議員選挙
 - 屋久島町長・町議会議員選挙
- それぞれ任期4年

投票について

選挙ごとに1人につき、1枚の入場券を発送します。

投票日に投票に行けない方は、公（告）示日の翌日から投票日の前日までの間、下記の方法で投票できます。

○期日前投票

屋久島町の期日前投票所において、投票日と同じ方法で投票を行う仕組みです。

○不在者投票

選挙期間中、滞在先の市区町村選挙管理委員会において投票を行う仕組みです。また、県の指定した施設（病院等）に入院している方などは、その施設内で不在者投票ができます。





管内公共施設

主要公共施設一覧

役場・出張所

施設名	所在地	電話番号
屋久島町役場(本庁)	小瀬田849番地20	43-5900
宮之浦出張所	宮之浦1593番地	43-5900
尾之間出張所	尾之間101番地	43-5900
安房出張所	安房187番地1	43-5900
永田出張所	永田1247番地1	49-6463
口永良部出張所	口永良部島372番地	49-2100
栗生出張所	栗生1743番地	48-2231
屋久島町福祉事務所	小瀬田849番地20	43-5900

保健センター

施設名	所在地	電話番号
宮之浦保健センター	宮之浦1593番地	43-5900
尾之間保健センター	尾之間101番地	43-5900

診療所

施設名	所在地	電話番号
屋久島町永田へき地出張診療所	永田1247番地1	45-2273
屋久島町口永良部島へき地出張診療所	口永良部島533番地1	49-2119
屋久島町栗生診療所	栗生1743番地	48-2103

衛生施設

施設名	所在地	電話番号
屋久島クリーンサポートセンター(ごみ処理施設)	宮之浦1312番地21	49-1918
屋久島クリーンセンター(し尿処理施設)	小瀬田469番地45	43-5460
屋久島町斎場	安房2745番地110	46-2907

警察署・消防署

施設名	所在地	電話番号
熊毛地区消防組合屋久島北分遣所	宮之浦1593番地3	42-0119
熊毛地区消防組合屋久島南分遣所	尾之間156番地	47-2125
屋久島警察署	安房304番地42	46-2110
宮之浦交番	宮之浦288番地6	42-0002
尾之間駐在所	尾之間272番地3	47-2017
栗生駐在所	栗生1165番地3	48-2032

国・県機関

施設名	所在地	電話番号
鹿児島地方務局屋久島出張所	宮之浦1593番地2	42-0061
屋久島区検察庁	宮之浦2445番地20	42-0031
屋久島簡易裁判所	宮之浦2445番地18	42-0014
屋久島測候所	小瀬田310番地1	43-5320
鹿児島労働基準監督署(屋久島駐在事務所)	宮之浦2445番地5	42-0069
宮之浦港管理事務所	宮之浦1208番地1	42-0169
鹿児島県屋久島合同庁舎熊毛支庁屋久島事務所	安房650番地	46-2211
保健福祉環境課(屋久島保健所)	//	46-2024
農林普及課	//	46-2236
熊毛教育事務所屋久島駐在	//	46-2244
屋久島環境文化村センター	宮之浦823番地1	42-2900
屋久島環境文化研修センター	安房2739番地343	46-2900
環境省自然環境局屋久島自然保護管事務所(屋久島世界自然遺産センター)	安房2739番地343	46-2992
屋久島森林管理署	安房166番地5	46-2111
屋久島森林生態系保全センター	宮之浦1577番地1	42-0331
小瀬田森林事務所	小瀬田33番地2	43-5041
宮之浦森林事務所	宮之浦2395番地19	42-0256
一湊森林事務所	一湊2288番地32	44-2044
船行森林事務所	船行621番地1	46-2144
春牧森林事務所	安房2372番地	46-2009
栗生森林事務所	栗生1165番地	48-2004

文化施設

施設名	所在地	電話番号
屋久島離島開発総合センター	宮之浦1593番地	43-5900 利用許可の申請は、教育振興課へお問い合わせください。
屋久島町総合センター	安房187番地1	
屋久島町歴史民俗資料館	宮之浦1593番地	42-1900
屋久杉自然館	安房2739番地343	46-3113

図書室

施設名	所在地	電話番号
教育委員会宮之浦図書室	宮之浦1593番地	43-5900
教育委員会尾之間中央公民館図書室	尾之間80番地	43-5900



体育施設

施設名	所在地	電話番号
体育館	宮之浦体育館	宮之浦2482番地1
	安房体育館	安房304番地1
運動場	宮之浦陸上競技場	宮之浦2482番地1
	健康の森公園陸上競技場	安房2740番地1
野球場	宮之浦野球場	宮之浦2482番地1
	安房野球場	安房2371番地67
テニスコート	宮之浦テニスコート	宮之浦2482番地1
	健康の森公園テニスコート	安房2740番地
弓道場	健康の森公園弓道場	安房2740番地1
相撲場	宮之浦相撲場	宮之浦2482番地1
多目的広場	町民すこやかふれあいセンター	尾之間165番地1

ご利用にあたっては、教育振興課へお問い合わせください。
43-5900

福祉支援課
43-5900

農業関係施設

施設名	所在地	電話番号
屋久島町営農支援センター	麦生898番地2	49-3050
宮之浦活性化施設	宮之浦2204番地4	
長峰農産物加工施設	小瀬田776番地8	43-5165
まごころ市ぼん・たん館	麦生898番地2	47-2557
栗生ふれあい加工センター	栗生2930番地3	48-2340

※上記の施設の使用については政策推進課までお問い合わせください。

各種団体等

施設名	所在地	電話番号
屋久島町社会福祉協議会	宮之浦2467番地19	42-2711
屋久島町社会福祉協議会支所	尾之間459番地1	47-3232
種子屋久農業協同組合 屋久島支所	尾之間351	47-2211
上屋久支所	宮之浦2377番地1	42-1000
口永良部事業所	口永良部島523	49-2211
商工会(旧上屋久町)	宮之浦288番地1	42-0159
商工会(旧屋久町)	安房168番地	46-2137
屋久島土地改良区	麦生809番地15	47-3076
屋久島漁業協同組合本所	安房136番地	46-3116
屋久島漁業協同組合 上屋久支所	一湊254番地	44-2011
屋久島漁業協同組合 栗生出張所	栗生1249番地	48-2014
屋久島森林組合	宮之浦277番地29	49-1010
屋久島観光協会	安房187番地1	46-2333

公民館・生活館等

施設名	所在地	電話番号
屋久島町宮之浦中央公民館	宮之浦1593番地	43-5900 (教育振興課)
屋久島町永田公民館	永田1228番地2	45-2270
屋久島町吉田生活館	吉田74番地	44-2834
屋久島町一湊公民館	一湊348番地1	44-2034
屋久島町志戸子公民館	志戸子72番地1	42-0024
屋久島町宮之浦公民館	宮之浦177番地4	42-0071
屋久島町楠川公民館	楠川191番地	42-1357
屋久島町楠川生活館	楠川1480番地1	43-5210
屋久島町小瀬田公民館	小瀬田13番地11	43-5247
屋久島町長峰生活館	小瀬田776番地7	43-5165
屋久島町口永良部島へき地保健福祉館	口永良部島656番地1	49-2255
屋久島町口永良部島湯向公民館	口永良部島1739番地8	49-2101
屋久島町尾之間中央公民館	尾之間80番地	43-5900 (教育振興課)
屋久島町永久保生活館	船行1045番地103	46-3815
屋久島町船行公民館	船行9番地2	
屋久島町松峯生活館	安房1430番地20	46-3854
屋久島町安房地区公民館	安房152番地2	46-2513
屋久島町春牧へき地保健福祉館	安房2384番地5	46-2938
屋久島町平野公民館	安房2617番地205	46-3850
屋久島町高平公民館	麦生318番地134	
屋久島町麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719番地1	47-2903
屋久島町原公民館	原367番地1	47-3836
屋久島町尾之間自然休養村管理センター	尾之間284番地	47-2134
屋久島町小島観光農林漁業経営管理施設	小島17番地11	47-2951
屋久島町平内生活館	平内460番地20	47-2953
屋久島町湯泊生活館	湯泊8番地	48-2806
屋久島町中間公民館	中間703番地	
屋久島町栗生生活館	栗生1735番地	48-2807

給食センター・共同調理場

施設名	所在地	電話番号
屋久島町学校給食センター	宮之浦2408番地	42-0402
屋久島町金岳小中学校共同調理場	口永良部島555番地	49-2131
屋久島町学校給食東部地区共同調理場	安房1264番地7	46-3350
屋久島町学校給食西部地区共同調理場	栗生2270番地1	48-2211

私立保育園

施設名	所在地	電話番号
なかよし保育園	宮之浦2485番地101	42-0800
安房保育園	安房2359番地14	46-3139
白百合保育園	栗生1284番地	48-2050

町立幼稚園

施設名	所在地	電話番号
八幡幼稚園	平内444番地1	47-2427

私立幼稚園

施設名	所在地	電話番号
ゆかり幼稚園	宮之浦2472番地9	42-0419
すみれ幼稚園	安房152番地1	46-2526
あゆみの森幼稚園	尾之間332番地1	47-2226

認定子ども園

施設名	所在地	電話番号
ゆかり幼稚園 どんぐりの森保育園	屋久島町宮之浦 2472番地9	42-0419
すみれ子ども園	屋久島町安房152番地1	46-2526
あゆみの森こども園	屋久島町尾之間332番地1	47-2226

小学校

施設名	所在地	電話番号
永田小学校	永田2973番地	45-2271
一湊小学校	一湊488番地1	44-2130
宮浦小学校	宮之浦2437番地1	42-0017
小瀬田小学校	小瀬田1436番地88	43-5050
金岳小学校	口永良部島627番地	49-2141
安房小学校	安房1264番地7	46-3162
神山小学校	原3番地1	47-2201
八幡小学校	平内444番地1	47-2202
栗生小学校	栗生2270番地1	48-2010

中学校

施設名	所在地	電話番号
中央中学校	宮之浦2437番地6	42-0049
金岳中学校	口永良部島626番地	49-2186
安房中学校	安房2371番地67	46-3262
岳南中学校	小島63番地23	47-2200

高等学校

施設名	所在地	電話番号
屋久島高等学校	宮之浦2479番地1	42-0013

医療機関リスト

※五十音順

病院・診療所リスト

名 称	所在地	電話番号
1 屋久島町 口永良部へき地出張診療所	〒891-4208 屋久島町口永良部島533-1	0997-49-2119
2 小瀬田みんなの診療所	〒891-4207 屋久島町小瀬田849-18	0997-43-5100
3 医療法人悠彩会 仲医院	〒891-4311 屋久島町安房410-158	0997-46-2131
4 屋久島町 永田へき地出張診療所	〒891-4201 屋久島町永田1247-1	0997-45-2273
5 医療法人観音会 屋久島尾之間診療所	〒891-4404 屋久島町尾之間136-6	0997-47-3277
6 屋久島町栗生診療所	〒891-4409 屋久島町栗生1743	0997-48-2103
7 医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院	〒891-4205 屋久島町宮之浦2467	0997-42-2200
8 和田医院	〒891-4205 屋久島町宮之浦217	0997-42-1322

歯科リスト

名 称	所在地	電話番号
1 あらき歯科医院	〒891-4205 屋久島町宮之浦197	0997-42-2248
2 小脇歯科医院	〒891-4311 屋久島町安房739-15	0997-46-3744
3 渡邊歯科医院	〒891-4311 屋久島町安房304-36	0997-46-2515

調剤薬局リスト

名 称	所在地	電話番号
1 つばさ薬局	〒891-4311 屋久島町安房410-214	0997-49-7700
2 調剤薬局風林堂	〒891-4409 屋久島町栗生1751-5	0997-49-8919



葬儀について

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう。



※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の流れ 臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

有限会社 屋久島葬祭

Tel.0997-42-2941
Fax.0997-42-2940

屋久島霊苑



- 斎場 楽養送(100名) 熊毛郡屋久島町宮之浦 440
- 楽養送別館(50名)
- 斎場 さくら(200名) 熊毛郡屋久島町宮之浦 2478 番地 204号
- 斎場 プルマージュ(200名) 熊毛郡屋久島町安房 2354 番地 1号
- やすらぎの家 くりおの里(80名) 熊毛郡屋久島町栗生 1676 番地 2号
- やすらぎの家 ながたの里(50名) 熊毛郡屋久島町永田 1156 番地 2号
- やすらぎの家 こせだの里(80名) 熊毛郡屋久島町小瀬田 1351-17
- やすらぎの家 ひらうちの里(80名) 熊毛郡屋久島町平内 277-101
- やすらぎの家 なかまの里(50名) 熊毛郡屋久島町中間 120
- やすらぎの家 ふなゆきの里(80名) 熊毛郡屋久島町船行 268-3
- アムール屋久島(100名) 熊毛郡屋久島町尾之関 1053-25

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 440





中小企業サポーター宣言

屋久島町商工会

商工会は、小規模事業者に寄り添い、
地域経済の維持に繋がる支援(いつでも相談)できる団体です。

経営支援

商工会では、事業者の皆様に対し様々な面から経営支援を行っています。
相談は、原則無料ですので、ほんのちょっとしたことでも、どうぞお気軽にご相談下さい。

経営指導

事業者の皆様の経営改善や事業発展を、経営指導員がサポートいたします。

- 事業資金を借りたい。
- 税金のことがよくわからない。
- お店を引き継ぎたい。
- 経営革新を図りたい。

などなど、様々なご相談に対応できる体制を整えております。

商工会事務所でのご相談はもちろん、皆様の事業所を訪問する巡回指導も行っております。時間がない等の理由で、ご相談をためられている方も、この巡回指導を是非ご活用下さい。

専門家の派遣制度(エキスパートバンク)

相談内容に応じまして、鹿児島県商工会連合会で選定登録したエキスパート(専門家)が皆様の事業所に直接お伺いし、より具体的かつ実践的な専門家のアドバイスを受ける制度もございます。

- 就業規則の見直し
- 店舗レイアウトの改善
- 品質管理の導入

各種補助事業の指導

販路開拓に資する補助金である小規模事業者持続化補助金をはじめ経営力アップ・売上アップに繋がる補助金がありますのでご確認して是非ご活用下さい。

屋久島町商工会

宮之浦本所 〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦288-1
TEL 0997-42-0159 FAX 0997-42-0605

安房支所 〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房168
TEL 0997-46-2137 FAX 0997-46-3267



ご記入のうえ
ご利用ください



My list of telephones

わが家の書きこみテレホンリスト



休日・夜間・救急診療

なまえ	TEL	住所



かかりつけ病院

なまえ	TEL	住所



かかりつけ歯科

なまえ	TEL	住所



かかりつけ薬局

なまえ	TEL	住所



編集後記

「屋久島町 暮らしの便利帳」は、屋久島町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として屋久島町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「屋久島町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、屋久島町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「屋久島町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和元年7月31日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

屋久島町 暮らしの便利帳

令和元年9月発行

発行

屋久島町

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
TEL.0997-43-5900

株式会社サイネックス

〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵3-25-22
TEL.092-472-2217

広告販売

株式会社サイネックス 鹿児島支店

〒890-0034 鹿児島県鹿児島市田上6丁目8-20
TEL.099-253-6398

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

自然との調和を目指す 屋久島電工グループ



クリーンエネルギーで地域に貢献する

屋久島電工株式会社

本 社

〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目2番6号 日本橋通りビル3階

TEL03(3243)1112

屋久島事業所

〒891-4205

熊本県屋久島町宮之浦 939 番地

TEL0997(42)0111



衣食住、暮らしを支える

ヤクデン商事株式会社

〒891-4205 熊本県屋久島町宮之浦 1009 番地 TEL0997(42)0216

○ライフセンターヤクデン

食料品・日用雑貨

TEL0997(42)1501

○土木建築総合建設業

建材等店舗販売

TEL0997(42)2387

TEL0997(42)0433



楽しい旅行をお手伝いする

屋久島トラベル

近畿日本ツーリスト代理店

〒891-4205 熊本県屋久島町宮之浦 720 番地 TEL0997(42)2112